

核抑止力の死角とマルチラテラル安全保障体制の構築

Blind Spots of Nuclear Deterrence and Establishment of Multilateral Security System

森 彰 夫

MORI Akio

要 旨

核抑止論者は、核抑止が世界政府に代わるものである、と論じてきたが、核抑止力にはいくつも死角があり世界政府足り得ないという問題意識から、核抑止論の論理、核抑止論批判の論理、インドとパキスタンの核保有、北朝鮮への先制攻撃計画、イラク、イランの核開発、キューバ危機の教訓、国連改革と国連予備軍構想、日本国憲法と国連警察軍構想を考察する。考察の結果、マルチラテラルな安全保障体制の構築が不可欠であることを示した。

Abstract

Nuclear deterrence theorists have argued that nuclear deterrence is a substitute for the world government. However, there could be many blind spots in the nuclear deterrence and the nuclear deterrence would be inadequate as the world government. This paper examines the logic of nuclear deterrence theory, the nuclear possession of India and Pakistan, the first strike attack plan to North Korea, nuclear development of Iraq and Iran, lessons from Cuban crisis, reform of the United Nations, reserve force plan of the United Nations, and the security system of Constitution of Japan. The results of the study indicate that the establishment of multilateral security system is indispensable.

キーワード：核抑止力、北朝鮮・イラク・イランの核開発、国連予備軍構想、マルチラテラリズム

keywords : nuclear deterrence, North Koreas, Iraq's and Iran's nuclear development, United Nations reserve force plan, multilateralism

はじめに

核抑止は、核兵器の保有が、対立する二国間関係において互いに核兵器の使用が躊躇される状況を作り出し、結果として重大な核戦争と核戦争につながる全面戦争が回避されるという考え方で、抑止理論、また「核の傘」とも呼ばれる。

核抑止論は核抑止力が戦争を防止するとしているが、その破壊力のために実際に核兵器を使用することはなく、抑止力としてのみ保有するということになる。しかし、最近の米ロが開発しているように、核兵器を低出力化して使用できるようにすれば、核攻撃の応酬を招くという危険性を孕む。

また、北朝鮮に対してトランプ政権が計画したように、北朝鮮が保有するすべての核兵器を先制攻撃で破壊できると見なされる場合、抑止は働かない。

すでに、組織論から議論されてきたように、核兵器は、われわれが国家と呼ぶ抽象的な存在によってではなく、国家の中の不完全な普通の人間と、自己本位な普通の組織によって管理されるため、組織的な事故が不可避免的に生ずる。また、偶発的な事故や誤算や狂気によっても核戦争は起こりうる。

核抑止論者は、「核抑止が世界政府に代わるものである」¹と論じてきたが、核抑止力にはいくつも死角があり、世界政府足り得ないという問題意識から、核抑止論の論理、核抑止論批判の論理、インドとパキスタンの核保有、北朝鮮への先制攻撃計画、イラク、イランの核開発、キューバ危機の教訓、国連改革と国連予備軍構想、日本国憲法と国連警察軍構想、マルチラテラリズムの進展などを考察する。

1. 核抑止論の論理

ネオ・リベラリストのケネス・ウォルツらによって、核抑止力が働き平和が維持されるので「核保有国が増えるのはおそらく好都合」という議論が行われてきた。

ウォルツは、「全面戦争が回避されてきたのは注目すべきことである。制限された戦争はあったとしても平和が優勢であったことは、変化を吸収するとともに紛争や敵対関係を封じ込めることができる高い機能を有する、大戦後の国際システムの存在を示唆している」²と論じている。その根拠として、「在来型世界においては、生じる恐れのある損害が明確でなく、制限され、不確実であるがゆえ、抑止の脅しに効果はない。一方、核兵器は、

*大和大学政治経済学部

平成30年11月30日受理

¹セーガン、ウォルツ（2017年）pp. 209-210.

²同上、p. 8.

軍事的な読み違いを生じがたくするとともに、政治的な予測を容易にするのだ³と論じている。さらに、「核にまつわる過去を熟考することにより、核保有国が現在の8カ国よりも増えれば世界は生き残れるという希望に根拠を見出すことができる⁴とさえしている。

さらにウォルツは、「白痴でもないかぎりその破壊力を認識できない者はいないのであれば、指導者の「認知」能力を気に病む必要があるだろうか・・・指導者はどうすれば計算違いなどできるのか。成功の確証なしに第一撃に出る国があるとしたら、その国の核兵器の管理にかかわるすべての人間の気が触れなければならないだろう・・・米国自身の大言壮語、あるいはソ連の核戦争遂行についての片言に何か意味はあったのか。政治・軍事・そして学問の分野における強硬派は、核兵器を使用しようとする。あるいは使用すべき条件をイメージしたが、すべて無意味である・・・核兵器は抑止以外の何物も達成することはできない⁵と論じている。

ウォルツは、ヒトラーですら抑止されるとし、その根拠を以下のように述べている。

おびたしい人的・物的損耗がただちにドイツ側に生じさせるような脅威があったなら、ヒトラーは抑止されていたであろう。逆にもしヒトラーが抑止されていなかったとしたら、将軍たちはヒトラーの命令に従ったであろうか・・・39年のドイツに核抑止が働いたであろうことは容易に想像できるが、もし45年にドイツが核能力を保持していたらとしたら、米英ソが進軍してきたときに、それがいかなる結果をもたらそうとも、ヒトラーとその側近が核爆弾を投下したであろうと想像することはたやすい。しかしながら、以下の2つのことがかかる想像を否定するように作用する。それは、いかなる世界にも普遍的に通用することと核のある世界にのみ通用することである。1つめは、敗北が不可避であるとみられれば、その国の支配者の権威が消滅するであろうことである。45年初頭、ヒトラーは明らかに毒ガス戦を開始するよう命じたが、将軍らはこれに反応しなかった。もう1つは、いかなる国も核保有国を決定的な敗戦にまで追い込まないであろうことである。敗戦の絶望の中、自暴自棄な手段がとられるかもしれないが、核保有国を自暴自棄にすることは、誰もが絶対にしたくないことである。核保有国に対して無条件降伏を求めることはできない⁶。

ブエノ・デ・メスキータとリカーは、「すべての国家が核武装すれば、二国間の紛争が核戦争になる可能性はゼロになる」として、非核国と核を保有する国とが対峙している地域における「選択的」な核の拡散を提唱している⁷。

ミアシャイマーもまた、「核兵器は卓越した抑止力である」と考えており、現代において、ドイツ、ウクライナ、日本が核保有国となれば世界はさらに安全になると論じている⁸。

ヴァン・エヴェラは、ドイツがロシアを抑止するには核兵器が必要であるとしている⁹。ラヴォイは、核兵器は将来における印パ間の戦争を防ぐだろうとしている¹⁰。

クレフェルトとフェルドマンは、中東における核兵器の拡散によってアラブーイスラエル紛争は安定化するだろうとしている¹¹。

シカゴ大学学長のハッチンスと数学と論理学における権威者であるラッセルは、核時代において戦争に代わるものは世界政府しかないと主張した。これに対してウォルツは、「世界政府に代わるものが核抑止であることは歴史の事実が証明している¹²と論じている。

もし世界の指導者が核なき世界を求めて合意するようなことがあったとしたら、ウォルツは、「分別のある指導者を戴く核保有国はどうするだろうか。その答えは、「欺く」という一語に尽きる。小型軽量な核兵器は簡単に隠したり動かしたりできるし、核弾頭は小型車や小型船舶に搭載して国境をまたいで移送したりできる。すべての核兵器禁止の取り締まりや強制は不可能なのであるから、各国とも掟破りの誘惑に駆られる。そしてある国が欺くおそれがあることは、他のすべての国がそうする誘因となる¹³と論じる。かつてシェリングは、「脳外科手術ではあるまいし、兵器やその製造法に関する記憶を消し去ることはできない¹⁴と述べていた。

ウォルツは、「たとえ為政者がいかに卑劣で非合理に見えようが、あるいは政府が不安定に見えようが、核兵器を保有する国が、核保有国のみならず他国に大規模な通常戦をしかけることはない。たとえ通常戦力であっても、制御不能になって、核の打ち合いになり得るからだ¹⁵と論じる。

これは、核保有国である米国、英国、フランス、ロシア、中国、インド、パキスタン、イスラエルが、例外なく他国に大規模な通常戦をしかけてきているのであり、事実

³ 同上, p. 12.

⁴ 同上, p. 13.

⁵ 同上, p. 86.

⁶ 同上, p. 30.

⁷ Bueno de Mesquita and Riker (1982) p. 283.

⁸ Mearsheimer (1990) p. 20., Mearsheimer (1993a) pp. 50-66., Mearsheimer (1993b) p. 21.

⁹ Van Evera (1990) p. 54.

¹⁰ Lavoy (1994)

¹¹ Crevelde (1993), Feldman (1982) pp. 142-75, 238

¹² セーガン, ウォルツ前掲書, pp. 209-210.

¹³ 同上, p. 212.

¹⁴ Schelling (1962) p. 392.

¹⁵ セーガン, ウォルツ前掲書, p. 213.

を無視した空論といわざるをえない。

そもそも、ウォルツの理論は下記のように自らも論じているように、論理的に成立しているとはいえない。

核兵器は、複数国がそれを保持する世界において、決して使用されることはなかった。それでもなお、核保有国に新たな国が加われば何か恐ろしいことが起きるだろうという感覚は容易にはなくなる。1つあるいはそれ以上の国が新たに獲得した核兵器が、冷静に計算された先制攻撃、パニック状態での発射、予防戦争の開始などで使用されるという恐れは依然として存在するのだ¹⁶。

歴史が示すように、核兵器が核戦争を生起しやすくすることはなく、核兵器が決して使用されないと断言することは誰にもできない。核兵器の使用はいつも可能である¹⁷。

数カ国が核兵器を保有する世界において、核兵器が怒りにまかせて使用されることはなかった。われわれは約半世紀にわたって核の平和を享受してきたが、今後もそうである保証は決していない。我々は今後数十年間にわたって、核の平和と核保有国間の通常戦争が抑制されることに感謝するかもしれないが、もし戦争が起きればわれわれは絶滅してしまうという恐れは広く存在する¹⁸。

より野心的なNMD（国家ミサイル防衛）と同様に、TMD（戦域ミサイル防衛）はつねに簡単に突破され、今後とも核兵器に対する有効な防御手段になる保証はない。核抑止論からすれば、核兵器に対する有効な防御などそもそも存在しない。通常戦力の世界では技術と戦略の変化によって防御の効果に幅があるが、核の世界ではつねに攻撃が防御を圧倒する。飛来するミサイルの防衛に費やされる数十億ドルに比べてほんのわずかの予算しか必要としない攻撃兵器によって、ミサイル防衛は打ち破られてしまうのである。敵が高高度防衛ミサイル（THAAD）やSM-3艦対空ミサイルといったTMDを打ち破るには、それらの兵器の交戦可能限界を越えた規模で攻撃したり、弾道上に攪乱射撃するだけで良い。おとりバルーンによっても、ミサイル防衛システムは無力化されて無用の長物になってしまう¹⁹。

ウォルツは、冷戦期を通じて、米ソ両国は大量の核兵器を保有していたことに対し、「核兵器の影響についての基本的な核心をはずしていた」と論じている。すなわ

ち「核兵器があれば、小規模な第二撃戦力と大規模な第二撃戦力は等価になるばかりでなく、核保有国に対して大規模通常戦力を使用することはできないがゆえ、小規模な通常戦力と大規模な通常戦力も等価になるのである」²⁰と論じている。

冷戦期、米ソいずれの超大国も最小限抑止に必要な戦力よりもはるかに大きな戦力が必要であると考えていたことは、合理的アクターを強調する理論からすれば不可思議である。それでもウォルツは、そのような考えは核抑止に関する「曖昧な思考の数十年間」の結果であると主張する。「国際システムにおける二大国は、第二撃戦力を長らく保持するとともに、いずれの側も相手方を武装解除する攻撃を仕掛けることができなかった。しかしながら、いずれも不必要な兵器の上に兵器を積み上げたことは不可思議であり、その解は米国とソ連の内部にしか求めることはできない」²¹としているのだ。抑止に必要なレベルを超える戦力構築に数十億ドルを費やすというのは、セーガンによれば、組織レベルにおける同様の「曖昧な思考」がゆえに国家が不適当な戦力を構築してしまうのである²²。

2. 核抑止論批判の論理

自国に対する核攻撃を抑止することを「基本抑止」といい、同盟国や第三国に対する核攻撃を抑止することを「拡大抑止」あるいは「核の傘」という。「核の傘」は、アメリカまたはロシア（1991年以前はソビエト連邦）が、同盟国に対する核攻撃に対して、核による報復をすることを事前に宣言することで、核攻撃の意図を挫折させる理論である。これは、冷戦が終わった現在でも存在している。一般に、自国に対する攻撃に懲罰的な報復をする旨の威嚇を基礎とする「自己抑止」に比べ、同盟国や第三国に対する攻撃に懲罰的な報復をする旨の威嚇を基礎とする「拡大抑止」「核の傘」には、信憑性が伴いにくいとされる。

ガルトウングは、「米軍が日本から撤退したら、いわゆる核の傘は存在しなくなる。しかし、私はそもそも核の傘——米国が日本を守るために中国と核戦争に突入するリスクを取る——などということを信じていないので、米軍撤退で日本の安全保障が弱体化するとは考えない」²³と論じている。拡大抑止が空論であることと、日米安保体制が虚構であることを見事に言い表している。

ウォルツはヒトラーでさえ抑止されると論じた。しかし、坂本義和が論じているように、「ナチのような狂信

¹⁶ 同上, pp. 18-19.

¹⁷ 同上, p. 20.

¹⁸ 同上, p. 35.

¹⁹ Butt, Yousaf, "The Delusion of Missile Defense", *New York Times*, September 20, 2011, www.nytimes.com/2011/09/21/opinion/21iht-edbutt21.html

²⁰ セーガン, ウォルツ前掲書, p. 34.

²¹ Waltz (1990) p. 731.

²² セーガン, ウォルツ前掲書, p. 58.

²³ ガルトウング (2017年) pp. 36-37.

的ニヒリズムに貫かれた権力が、核兵器を持って現在の世界に出現したとしたら、世界はどのような危険にさらされるであろうかを想像すれば明らかであろう。ナチの指導者は、最終事態において物理的な自滅と政治的な自滅とを招くことを意に介しなかった。また彼らは、ドイツ国民が莫大な犠牲を払うことをも意に介さなかった²⁴ことを軽視すべきではないであろう。

抑止が有効に働くために不可欠の要件の一つとして「相手方が合理的であることが必要である。つまり、彼が自分の利益の計算に基づいて行う行動は、予測可能な性質のものでなければならない」²⁵のである。「どのような損害は許容できないか、という点について、相手と自分とが異なった価値観念を持っているならば、それだけで抑止は機能を喪失する」²⁶と、リアリストのキッシンジャーも認めている。

ナチズムと同様に日本のファシズム、軍国主義も非合理的で狂信的であった。「予測しえぬものは戦運であり、勝敗は別物だから必ず負けるとも限らない。やってみなければ判らず、5番に1番くらいは勝てるかもしれない。ある程度思い切って冒険をおかさなければ成算などない」という立場に立って、永野海軍軍令部総長は太平洋戦争開戦の決定に重大な役割を演じたと評されている²⁷が、「こうした非合理的反応は、永野以外にも、広く日本の軍国主義指導者の間に見られた」²⁸のである。

予防戦争について、ウォルツは、いったん相手側が「初歩的な核能力」を開発した場合は、「自前で強烈な報復を行うことは可能である」ため、予防戦争の合理的誘因は消滅すると主張する²⁹。また、危機に際して軍事力の使用を進言する可能性は文民より軍人のほうが低いとしてこの議論を退ける。

これに対してセーガンは、軍人が文民権力者よりも予防戦争をより是認する見方をしていると考えるに足りる5つの有力な理由を以下のように述べている。

第1に・・・軍人には、「遅きに失するべからず」というロジックをとくに受け入れる余地があるのだ。

第2に、安全保障問題に取り組むに際して軍人は、純粋な軍事理論に焦点を当てるように訓練されているとともに、達成すべき厳格な作戦目標を付与されているということである。軍人にとって「勝利」とは、狭義の軍事的観念における敵の打倒を意味し、戦争のコストを受け入れ可能なレベルにまで減ずることを含め、戦争におけるより広範な政治目標の達成を必ずし

も意味しない。軍人は、文民に比べて、予防戦争の外交、モラル、そして国内政治上のコストに影響を受けがたい。

第3に、軍人の志向は、攻勢的なドクトリンと果敢な作戦に強く偏向していることである³⁰。攻勢的ドクトリンは、軍が主動性を獲得し、戦勢を支配しながら規定作戦を遂行し、敵を受動に陥らせることを可能とする。果敢な作戦は集中の原則を活用でき、損耗を減じることができる可能性があるとともに、政治的膠着状態ではなく、軍事的決着に導く可能性が高い。予防戦争は、そうした軍人に好まれる特性を明らかに具備しているだろう。

第4に、ほとんどの組織がそうであるように、軍も逐次に計画を立てる傾向があり、それゆえ、戦争に直結する計画には焦点を当てるが、戦後の世界における戦争にともなう問題解決は重視しないということである。

第5に、ほとんどの巨大組織の構成員がそうであるように、軍人も、自分が付与された狭い仕事に焦点をあてるということである。戦後の世界の問題は政治家の仕事であり、軍人の作戦上の責任範囲ではない。よって、軍人は、予防戦争による長期的な政治・外交上の帰結を考慮せず、近視眼的になる可能性が高い³¹。

セーガンは、「これらの事実、軍人には予防戦争を支持する強い性向があること、そしてそれゆえに、敵の「初期段階」にある弾頭、あるいはそれよりもはるかに大きな弾頭によっていかなる国家指導者も自動的に抑止されるという核拡散楽観主義者の推論が誤りであることを強く示唆している」³²とする。

セーガンは、組織的な慣例や慣行が、本来安全で生存性を具備すべき核戦力に深刻な脆弱性を生じさせるとして、その例を以下のように挙げている。

第1の事例は、1962年のキューバ危機において、クレムリンが強く望んでいたにもかかわらず、軍がミサイル展開を秘匿できなかったことである。築城における作業慣行が「識別符号」となり、米国の情報分析官による「秘密」ミサイルの特定につながったのだ。対空ミサイルの「ダビデの星」型の配置パターンや、容易に識別可能なミサイル発射台の「のり面」といった、ソ連国内で形成され確認される慣行が、米国の情報要員をしてキューバの秘密作戦のベールを剥がすの

²⁴ 坂本 (1990年) pp. 64-65.

²⁵ Kissinger (1962) p.42.

²⁶ *ibid.* p.17.

²⁷ 日本国際政治学会太平洋戦争原因研究部会編 (1963年) p. 324.

²⁸ 坂本前掲書, p. 62.

²⁹ セーガン, ウォルツ前掲書, p.22.

³⁰ Snyder (1984) pp. 26-30.

³¹ セーガン, ウォルツ前掲書, pp. 50-51.

³² 同上, p. 55.

を可能にしたのであった。

第2の事例は、冷戦期、米国の画像解析官がソ連戦略ロケット軍の「秘密の」ICBMサイロの位置を特定できたことである。ソ連のサイロ配置には認識可能なパターンがあった。いずれのサイロも、その施設を囲むように三重の防護壁が構築され、進入路には長いミサイルを運び込めるように造られた目立つ大きな半円状のカーブがあったのだ³³。

第3の事例は最も劇的なもので、米国をしてソ連海軍の海中通信システムの突破を許したように、軍組織の作戦慣行がゆえに、戦略的脆弱性を生じさせてしまう可能性を示す例である。弾道ミサイル原子力潜水艦(SSBN)は最も非脆弱な核戦力であり、安定的で安全な第二撃能力を提供(KGB)のそれというよりも、「キーストン・コップス³⁴」のようなものだった。ソ連は、オホーツク海に敷設された海中ケーブルを通じてペトロハバロフスクのミサイル潜水艦基地に電文を送信したのだが、水によって防護されているため米のスパイ活動に対して安全であると考え、多くの電文の暗号化を怠った。さらに悪いことに彼らは、地元漁民に向けた「ケーブルあり、錨を下すな」という標識を浜に設置したことで、「秘密の」通信ケーブルの位置を暴露してしまった。かくして米国原潜ハリバットの乗員は容易に通信線を特定し、ソ連海軍の海中における秘匿通信を収集し、ソ連SSBN艦隊の作戦計画や戦術哨戒命令を入手することができたのである³⁵。

1967年6月の第三次中東戦争におけるエジプト空軍作戦においても不適切な組織慣習や作戦慣行が「不必要な」戦力の脆弱性が示された。当時のエジプトとイスラエルの空軍戦力バランス(エジプトは爆撃機、攻撃機、戦闘機において2:1の優位性を保持)³⁶に鑑みれば、エジプトの当局者にはいかなるイスラエルの航空攻撃に対しても報復できる能力は保証されていると考える強い根拠があった・・・しかしながら、エジプト空軍の2つの組織的慣行が「客観的に」十分なはずの報復戦力に深刻な脆弱性をもたらした。第1に、危機にあって、エジプト空軍は航空機を、イスラエル

の攻撃に対する脆弱性を減じるために分散させるのではなく、第一撃において容易に発進できるよう密集隊形で滑走路に配置していたことである³⁷。第2に、エジプト軍は、イスラエルによる攻撃の可能性が高いと考える場合、常時、迎撃機を防空のために空中哨戒させるとともに、基地で地上待機させていたが、そうした作戦行動は7時30分に終了する日課になっていたことである。これを組織的慣行と見たイスラエル側は、航空機の給油と操縦士とクルーが朝食をとっている7時45分に攻撃を行った³⁸。明らかに非脆弱であると思われた戦力は、開戦後1時間のうちに事実上破壊されたのである。

ペロウは、『標準事故(Normal Accidents)』において、いかなる巨大組織においても、原子力発電、石油化学工業、先端生物科学、原油タンカーといった危険な技術を管理するための技術システムをどれくらい理解できるかには、そもそも限界があると論じている・・・組織が、高度な相互作用の複雑性(相互連関するが予想外の容易に把握し得ない相互作用がシステムに多数存在すること)(interactive complexity)及び密結合(システムに高い経路依存性と不可逆性があるとともに組織の遊び部分が限定的であること)(tight-coupling)という2つの構造的特性を示す場合には、現実の世界における組織合理性の制約がゆえに、システムにおける深刻な事故がいつでも生起するのは避けがたいと論じている³⁹。

セーガンは、『安全の限界(The Limits of Safety)』において、「標準事故理論」に明らかに政治的な次元を加えてペロウの構造的議論と結びつけたことで、組織的な事故が生起する可能性について、より悲観的な見方を加えた⁴⁰。そして、「いったん兵器の配備を開始すれば、組織に由来する安全上の問題がにわかにも出現するだろう。これまで安全だったのは、嵐の前の静けさでしかない可能性があるのだ⁴¹と結論付けている。

封じ込め政策の立案者であるジョージ・ケナンは、「ソ連の指導部が常に自分たちの最善の利益となるよう行動しているとは限らず、彼らも誤りを犯すことがあり得る

³³ Brugioni (1996) pp. 8-85.

³⁴ 警官隊のドタバタ喜劇をスタイルとする米国のコメディアン・グループ

³⁵ Sontag and Drew (1998) pp. 158-230.

³⁶ Safran (1969) p. 319.

³⁷ O'Balance (1972) p. 65.

³⁸ *ibid.*, p. 63.

³⁹ Perrow (1984) *passim*.

⁴⁰ いかなる巨大組織にも不可避に存在する危険な技術を管理する上での相反する目標、すなわち、トップレベルにおいては安全に対して高い優先順位を付与するであろうが、それ以下のレベルでは、たとえば生産性の向上、下部組織の規模増大、出世の促進といった偏狭な目標を優先するであろうことが、危険な振る舞いを生じさせることになり得るのである。なぜシステムにそのような危険な構造的特性が形成されるのか、そして、なぜ安全上の問題にかかわる組織学習がしばしば著しく制約されてしまうのか、その双方を説明するためには、相反する目標を選択し

てその達成を迫るような政策遂行の要領に焦点を当てる必要がある。Sagan (1993) *passim*. 最近では、2007年8月29日、W-80-1型核弾頭を装着した6基のAGM-129空中発射型巡航ミサイルが、ミノット空軍基地においてB-52爆撃機に誤って搭載されバークスデイルに運搬されるという事案が発生している。平時は核兵器の空輸、及び核兵器搭載機や核兵器近傍での航空機への給油やエンジン始動は禁止されているのだが、ミニット事案においては、その双方が破られている。さらに、このとき運搬された弾頭のビット(核弾頭の中心部)は、安全のために米国の近代核兵器のすべてが装備している耐火性ビットでなかった。もし事故や不具合が発生していたとしたら、核兵器が搭載されていることを認識していなかったパイロットは、核兵器の安全投棄のための手順ではなく通常の緊急手順に従って行動していただろう。Defense Science Board Permanent Task Force on Nuclear Weapon Surety (2008)

⁴¹ セーガン、ウォルツ前掲書、pp. 70-74.

と思っているのだ。アフガニスタン侵攻はそういう誤りの1つであり、ソ連指導部は、われわれが何らかの制裁措置をとるかどうかに関係なく、いずれ侵攻を後悔するようになるだろう⁴²と指摘している。

セーガンは、「米ソ両国は度重なる危機においても両国が保持する大量の核兵器を全く使用することなく、冷戦を生き残った。このことは賞賛と驚きをもたらしたが、それを軍備管理や不拡散政策における無作為の言い訳にしてはならない。冷戦期における米ソ両大国の核にまつわる経験は、薄氷の上を歩いていたようなものだった。米ソ両国が一度は成し遂げたこの偉業を持って、他の国も安全に同じようなことができると考えたり、米ソ両国が永久にその危険な道を歩き続けることができる考えたりすべきではない⁴³と締めくくっている。

3. インドとパキスタンの核保有

ハガーティは、「核保有国同士は戦争しないということほど、国際関係論における強固な法則はない⁴⁴と結論付けている。これに対してセーガンは、「インドとパキスタンは、双方による核実験から1年を経た1999年の春から夏にかけて、インドのカルギル付近の山岳地域——カシミール⁴⁵での両国の施政地域を分けている管理ライン沿いの地域——において戦争した。この紛争は、パキスタンの正規兵が管理ラインをインド側に越えて陣地を構築し居座っている模様であることをインド情報部隊が偵知した5月に生じたのだが、ほぼ2カ月にわたって、インド陸軍部隊がパキスタンからの侵入勢力を攻撃するとともに、インド空軍機がヒマラヤ山脈の高標高地にある侵入勢力の拠点を爆撃した⁴⁶と反証を挙げている。

ペルコヴィッチによれば、「インドでは伝統的に、核に関して、実験、設計、そして指揮統制においてさえも、軍が意思決定に関与していない。一方、パキスタンでは、軍が核兵器プログラムに広く関与している。文民の首相は、政権を掌握しているときさえ、核兵器プログラムの詳細を聞かされていなかったし、核兵器運用における直接の権限は与えられてこなかった⁴⁷のである。

インド軍の軍事演習とされていたブラスタックス演習の最中、西部陸軍コマンド司令官であったフーン中将は、次のように回想している。「スندانジ大將は、明らか

に、パキスタンによる運用可能な核兵器の開発がインドの安全保障をきわめて大きく脅かすことになるだろうと確信しており、それゆえ、パキスタン軍による反応が惹起されることを期しつつ、ブラスタックス演習を周到に計画したのであった。大將は、パキスタンの反応が、インドをしてパキスタンへの攻撃を企図した非常事態計画を発動させるとともに、予防攻撃によってパキスタンの核プログラムを破砕するための口実になることを期待していたのだ・・・ブラスタックスは軍事演習ではなかった。パキスタンとの戦争を余儀なくさせる状況を作するために計画されたのだ。そして、さらに衝撃的なことは、タジヴ・ガンディー首相が、それが戦争のための計画であることに気づいていなかったことだ⁴⁸。

*From Surprise To Reckoning: Kargil Review Committee Report*によれば、カルギル紛争が懸念されるのは、核保有国同士が戦争することだけではなく、パキスタン軍部の組織的偏向が紛争の主要な原因だからである・・・1つには、98年後半にパキスタン軍はカルギル作戦を計画したのであるが、この際、組織論が予期するごとく、広範な戦略的要因よりも、奇襲的な部隊機動という戦術的効果により多くの注意が払われていたということである・・・2つには、パキスタン陸軍は、安定／不安定のパラドックス (stability/instability paradox) と称されるロジックに則して、印パ間の「安定的な核バランス」によってカシミールにおけるより攻撃的な行動が咎めなしに可能になるという明白な確信をもって作戦を開始したということである⁴⁹。

不幸なことに、インド軍とパキスタン軍双方において、生存性のある戦力を維持するための能力について懸念すべき大きな理由がある。パキスタン軍が位置を暴露してしまうような実施規定に従ってミサイル戦力を配置したことである。たとえば、インドの情報将校は、近傍の「秘密」通信ターミナルの位置を解明し、パキスタンが計画するM-11ミサイルの配置場所を特定した⁵⁰。冷戦時代の先例にきわめて似通って、パキスタンにおいても、長半径の折り返し道路とロータリーをサーゴダ基地に新たに建設したミサイル格納施設の外側に設けたことで、不用意にM-11ミサイルの「秘密の」位置情報を与えてしまったのである⁵¹。

1971年の印パ戦争では、印パの情報機関は双方とも

⁴² ケナン (1984年) p. 270.

⁴³ セーガン、ウォルツ前掲書, p. 78.

⁴⁴ Hagerty (1998) p. 184.

⁴⁵ 英領インドにおいて最大の藩王国であったカシミールでは、住民の80パーセントがイスラム教徒であったが、藩王はヒンドゥー教徒であった。英国は、その地理と宗教に鑑みれば、カシミールはパキスタンに属することになると予期していたが、ヒンドゥー教徒のカシミール藩王が遅疑逡巡していると、大英帝国陸軍内のムスリム反乱軍がカシミール藩王国民兵を攻撃して藩都スリナガルに突入した・・・この事態を受けて、インドに逃れていた藩王がカシミールはインドに

帰属することになると速やかに発表するや否や、インドは領地を守るためにカシミールに軍を投入した。セーガン、ウォルツ前掲書, p. 132.

⁴⁶ 同上, p. 138.

⁴⁷ Perkovich (1999) pp. 303, 306-13.

⁴⁸ Hoon (2000) p. 102.

⁴⁹ Kargil Review Committee (2000) p. 77.

⁵⁰ Prasannan, N. (1997) "Spark of Hope", *The Week*, September 28, 1997

⁵¹ Diamond, John (2000) "Satellite Shows Pakistan's March Toward Nuclear Capability", *Chicago Tribune*, March 16, 2000, p. 10.

相手がたの重要な秘匿メッセージを傍受することができた。パキスタン側は印陸軍司令官が東パキスタンへの軍事介入の準備命令を発したことをただちに知ったし、インド側は戦争前に、中国はいかなる印パ間の戦争においても軍事介入しないであろうことをパキスタン側に伝える北京からラワルピンディーへ宛てた死活的に重要なメッセージのコピーを入手していた⁵²。

印パ両国が自国の核兵器に対する中央のコントロールを維持できるかどうかについても深刻な懸念がある。1995年、パキスタン陸軍において、アッバシ少将が首謀したクーデター計画に関わった40名の将校が逮捕された⁵³。同少将はイスラム原理主義一派と関係があったと言われている2011年6月にも同様の事案が明るみになった。カーン准将がイスラム原理主義者との関係を疑われてパキスタンで逮捕されたのだ⁵⁴。2003年には、ムシャラフ大統領暗殺が2度試みられたが、いずれも政府部内者が関わっていた。この事件においては、警備員は、聖戦テロ組織との関係があった⁵⁵。

セーガンは、「印パの指導者は核抑止による平和を求めているが、不完全な組織における不完全な人間が核兵器をコントロールしている。もし私の理論が正しければ、そうした組織はいずれ安全な核抑止を構築するのに失敗する」⁵⁶と警鐘を鳴らしている。

これに対してウォルツは、「核兵器が存在する場合、いかなる国も他国の第二撃力によって抑止されるのであって、抑止される側の国家の特質にとらわれすぎたり、指導者を精査したりする必要はない。核の世界では、いかなる国家であろうと——統治者がスターリン、毛沢東、サダム・フセイン、金正日であろうと——、侵略的行動が自らの破壊を招くという認識によって抑止されるのだ」⁵⁷とする。

もし彼らが相互確証破壊 (MAD) の心理状態にのめり込んでしまったなら、——米ソがそうだったように——軍拡競争を相当にエスカレーションさせる誘惑に駆られるだろうが、印パ両国の指導者は、米ソのばかげた振る舞いから学んでいる。優れた戦略家のスーブラマニウムは、「大規模な戦力を構築するのは馬鹿げているということをインド人は学んでいると力説する。そして、インドは約60の核兵器でパキスタンも中国も抑止でき、パキスタンは20ほどでインドを抑止できると考えている」⁵⁸。ウォルツは、「今日に至ってもICBMを約

20基しか保有していない中国はその数で満たされているし、・・・米国のミサイル防衛がアジアにおける戦略兵器バランスに支障を来さないのであれば⁵⁹、インドとパキスタンも中国の例にならうだろう」⁶⁰と楽観視している。

ウォルツによれば、「パキスタンにとって、インドと通常戦力で競うのは経済的に不可能であり、核兵器の分別ある戦略とリンクさせるのは、同じ土俵に乗るための安価な方法である」⁶¹と正当化される。

2003年、かつてパキスタン・ウラン濃縮計画の責任者であったカーン博士が、核ネットワークでブラックマーケットを運営し、遠心分離機や兵器の設計を含む機微な物質やデータをイラン、北朝鮮、リビアといった国に売っていたことが暴露された。2011年に報告されたところによればシリアも顧客だった可能性もある。この問題についてウォルツは、「ブラックマーケットにおける核関連の取引に問題がないとは決して言えないし、言うつもりもない。カーン博士を真似ようとするものも出てくる可能性もあるだろう。しかしながら私は、かかる問題は厳格な監視と情報活動によって対処できるものであると確信している。米英独3カ国はすべて、カーン・ネットワークを根絶するための努力に積極的に取り組んだ。3カ国は、博士の研究所の資金源を断ち、非合法的な貨物を遮断するとともに、最終的には博士に対して公然の自白を敷いた。博士の誤った行為を防ぐことはできなかったものの、その努力はそうした行為を封じ込めるのに確実に一役買った」⁶²と論じている。しかし、博士の誤った行為を防ぐことはできなかった時点で致命的であるにもかかわらず、「その努力はそうした行為を封じ込めるのに確実に一役買った」から問題はないかのように論じていて、ウォルツの議論にしばしば見られるように、論理的な整合性がない。

ウォルツは、「印パの核実験において問題とすべきことは、両国が核実験を行うべきだったかではなく、両国の安全保障が核実験を必要としていたかということである。ある国は核兵器を必要とするが、ある国はそうではない。ブラジルとアルゼンチンは核保有国を目指したものの断念したのは、両国が互いの脅威となっていないことを悟ったからである。南アフリカは、いったん核保有国となったものの、相応の脅威がないと認識して、政策を転換した」⁶³と指摘している。まさにその通りで

⁵² Sisson and Rose (1990) pp. 199, 225.

⁵³ Burns, John F. (1995) "Pakistan Arrests 40 Officers, Islamic Militant Ties Suspected", *New York Times*, October 1, 1995

⁵⁴ Lister, Tom and Aliza Kassim (2001) "Arrest of Pakistani Officer Revives Fears of Extremism within Military", *CNN World*, June 22, 2011

⁵⁵ Hussain (2007), prologue

⁵⁶ セーガン、ウォルツ前掲書, p. 148.

⁵⁷ 同上, p. 159.

⁵⁸ Subrahmanyam (1994) pp. 190, 194.

⁵⁹ パキスタンへの支持を誇示するため、米海軍は空母エンタープライズをインド洋に展開した。

⁶⁰ セーガン、ウォルツ前掲書, p. 152.

⁶¹ 同上, p. 154.

⁶² 同上, p. 167.

⁶³ 同上, p. 153.

あるが、両国の安全保障が核実験を必要としているから核実験を正当化するのではなく、ブラジル、アルゼンチンや南アのように、両国が互いの脅威にならないように、カシミール問題を軍事力で解決しようとするのではなく、共同統治するなど試みるべきであろう。「領土問題が典型的にゼロサムな性格である」⁶⁴というように理解されてしまっている。しかし、ガルトウングが領土問題のある所は「共同管理する」⁶⁵ことを提唱しているように、ゼロサムではなく総合プラスαのポジティブ・サムにすることが可能である。

4. 北朝鮮への先制攻撃計画

枠組み合意 (KEDO) は、非核の維持を確約するのと引き換えに、北朝鮮に軽水炉と燃料を供給するというものであったが、米国はこの合意を履行しなかった。ブッシュ政権の早い段階で、合意は破棄された。そして、ブッシュ演説で、北朝鮮は「悪の枢軸」の一角を占めているとされた。翌年、北朝鮮はNPTから脱退して核査察を終わらせ、その3年後に最初の核実験が行われた。

ウォルツによれば、「ブッシュ政権最初の1年から北朝鮮が学んだ教訓は想像にかたくない。つまり、米国の保証は信用できず、核への大望は標的にされるであろうということであり、イラクの轍を踏まないための最も安全な道は抑止力を真に獲得するということである」⁶⁶と説明される。

北朝鮮がNPTに反して核開発を行っていることが発覚したことも、不適切な組織的慣行が決定的要因であったとみられている。1990年代初め、北朝鮮は明らかに、核兵器の開発途上にあることを示す証拠となる寧辺の使用済み燃料再処理施設を秘匿しようとしていた。しかしながら、ソ連の技術者から学んだ北朝鮮の技術者が、使用済み燃料保管施設をソ連のそれに真似て設計したために、米情報機関はただちに秘密施設の正体を特定することができたのだ。オルブライトによれば、「それらの施設には、コンクリート地上構築物の中に液体状及び固体状の使用済み燃料を保管するための円と正方形の穴という顕著なパターンがある」⁶⁷のである。

トランプ大統領は、2017年に何度も金正恩委員長への不満を表明し、北朝鮮に対する先制軍事攻撃の可能性を示唆した。このような事態のエスカレーションに対して、64人の民主党議員らは署名した書簡で、北朝鮮

と直接対話をするよう強く要請し、先制軍事攻撃に対する議会の承認が必要だと警告した⁶⁸。2018年1月には、マティス米国防長官がカナダ・バンクーバーで開かれた北朝鮮問題に関する20カ国外相会合に先立つ夕食会で、核・ミサイル開発を進める北朝鮮への対応に関し「(米国は)準備はしている。戦争計画もある」⁶⁹と発言していた。

米国のトランプ政権は、新たな核戦略「核態勢の見直し」(NPR)⁷⁰を発表した。新たな核戦略では、「安全保障環境は急激に悪化しており、米国は潜在的な敵対国からかつてないほどの脅威に直面している」と強調し、老朽化した核兵器を近代化させ、核戦力を増強していく方向に転換した。前回8年前にオバマ政権が発表した「核戦略」では、ロシアとの核軍縮が進んでいたことや、通常戦力で米国が世界を圧倒しているという状況を背景に、核兵器の役割を減らし「核なき世界」を訴えたオバマ政権の路線に逆行するものである。

相互確証破壊 (Mutual Assured Destruction, MAD) で、お互いが数百発の核を持って向き合うと、互いに核が使えない状況が生じていた。1970年代に、核利用目標選択 (Nuclear Utilization Target Selection, NUTS) という考え方がでてきて、核を使うことを前提に核戦略がたてられた。冷戦後にNUTSへの傾斜が進んだが、トランプ政権の「核態勢の見直し」は、さらにNUTSへ傾斜している。ちなみに、MADは狂気、NUTSは愚か者を意味し、両方ともまともな考え方ではないと揶揄される。

米国の現在の核戦力は、破壊規模の極めて大きい戦略核がほとんどであるが、トランプ政権は、状況に応じて核兵器を柔軟に使い分けられることができるよう、“多様な核戦力”を構築していくとしている。その中には、核兵器が使われる可能性を広げてしまうと危惧されるものも含まれている。その一つが、「低出力核」と呼ばれる核爆発の威力を抑えた核弾頭で、国防総省は今回、原子力潜水艦が搭載する「弾道ミサイル」の一部について、弾頭をこの「低出力核」に変更すると明らかにした。0.3から340キロトンまで威力調整が可能で「B61核爆弾をより制度を高めB61モード12が2020年には運用開始となる」⁷¹。その意図は、核兵器は破壊力が余りに大きすぎるゆえに、事実上「使うことができない兵器」という側面があるため、威力を小さくすることで「使える兵器」にすることである。しかし、「使える兵器」となれ

⁶⁴ 遠藤・遠藤 (2014年) p. 6.

⁶⁵ ガルトウング (2017年) p. 64.

⁶⁶ セーガン、ウォルツ前掲書, p. 179.

⁶⁷ Albright (1994) p. 48.

⁶⁸ <https://www.nytimes.com/2017/05/23/world/asia/congress-trump-kim-north-korea-nuclear-direct-talks.html>

⁶⁹ <https://www.nikkei.com/article/DGKKZO25831590Y8A110C1EAF000/>

⁷⁰ Office of the Secretary of Defense (2018) 「核態勢の見直し」は、米国の政権が変わるごとにその核戦略を外に示すため、国防総省がまとめているもの。

⁷¹ *ibid.* p. 47. 広島型原爆が16キロトン、長崎型原爆が20キロトンであった。

ば、本当に核が使われてしまうのではと懸念する声があるのも当然で、そもそも「威力を抑えた」とは言っても、通常兵器とは桁違いの破壊力がある。

ウォルツは、「北朝鮮の核プログラムの基盤が不安定であることは、北朝鮮が全面的なウラン濃縮に着手したことが最近判明したことで裏付けられている。・・・もしすでにプルトニウム製造技術を習得しているのであれば、なぜウランによって目的を達成しようとする必要があるのだろうか。それは、2度の実験が小規模だったことが判明しているように、北朝鮮はプルトニウム型核兵器の設計に悪戦苦闘しているためである可能性がある」⁷²と指摘している。プルトニウムは、核分裂物質の抽出は比較的容易だが、爆弾として製造するのは難しい。一方、ウラン濃縮はより難しいプロセスだが、兵器設計はかなり単純である。この二重路線は、北朝鮮が自身の技術進展に満足していない可能性を示唆している。

ウォルツによれば、「北朝鮮、米国、そして北東アジアの他の国々のすべてが、北朝鮮が暴力的に崩壊しないようにすることに共通の利益がある。これこそが真の危険であり、そのリスク管理のためにすべての可能な手段が講じられるべきである。北朝鮮が国家として無傷で存続する限り、その核兵器を恐れる必要はほとんどないのだ・・・北朝鮮の核と共存可能であることはこの5年間で立証されているし、実際のところわれわれは、より好戦的だった以前の北朝鮮よりもここで述べた北朝鮮のほうを好ましいとおもうかもしれない」⁷³ということになる。さらには、「北朝鮮は、韓国、米国、そして日本をも疲弊させるとともに、その意図と将来の企図に対する不確実性の醸成を目指しているのだ。しかしながら、北朝鮮の将来企図を懸念すべき理由はほとんどない。たとえば核兵器を保持していたとしても、北朝鮮に大それたことをする能力はないのだ」⁷⁴と楽観視している。

ウォルツは、「小規模な核戦力を隠蔽や移動によって防護するのは全くもって容易なのである」⁷⁵としているが、完全にそう断言できるのであろうか。米ソがそれぞれ何万発も核兵器を保有していた時代にも、ICBM発射サイロ等を特定し、相互に照準を合わせていたのではなかったのか。北朝鮮が保有するすべての核兵器を先制攻撃で破壊できると見なされる場合、抑止は働かない。

2018年に核とミサイルの開発に目処をつけた北朝鮮は、韓国の文在寅大統領の対話政策に乗り、4月27日に南北首脳会談、6月12日に米朝首脳会談が開かれ、米国は北朝鮮に安全を保障し、朝鮮半島における完全な非核化が実現されていく可能性が出てきた。しかしなが

ら、具体的な進展が見られなければ、再び、軍事力で脅し合う状況に逆戻りすることになる。

ウォルツが言うように、北朝鮮が先制攻撃を行う可能性はないだろうが、米国が「大量破壊兵器を開発・保有している」のを理由にイラク戦争を開始したときと同じように「先制的自衛」攻撃を行う可能性は排除できない。

クリントン政権のウィリアム・ペリー国防長官は、「われわれ——と、地球のその他の全住民——は、核による破壊の危機とともに生きています。アメリカの戦争計画は今日、1960年代とまったく同様に、不測の事態には核兵器を使用することを取り決めています」⁷⁶と指摘している。

5. イラクの核開発

ブッシュ大統領が予防的な戦力使用を是認したことで、イラク、イラン、及び北朝鮮の3カ国は、可能ないかなる手段によってでも米国を抑止することを余儀なくさせられたのである。ウォルツは、「「ならず者」国家の手中にある核兵器が新たな危険をもたらすと論ずる者とは対照的に、私は、核保有国としての北朝鮮やイランが冷戦期の中国やソ連とほぼ同じように振る舞うであろうと主張する・・・核保有国としての北朝鮮やイランを恐れるべきではないし、それらの国と不安を覚えずに共存できるのだ」⁷⁷と論じる。

2002年9月26日、33人の国際関係の学者が連名でニューヨーク・タイムズ紙に意見広告を打った。その中でウォルツらは、イラク戦争は米国の国益に合致しないと論じた。ウォルツらの論点は、「たとえフセインが核兵器を獲得したとしても、米国やイスラエルから大規模な報復をこうむることなしにそれを使用することはできない・・・当時フセインは米国やその同盟国に対する攻撃の準備をしていなかったとしつつ、イラクを用心深く封じ込めること」⁷⁸を推奨していた。

2003年、フセインがイラクの核プログラムを再開していなかったことが判明した。ウォルツは、「実際のところフセインは、本当はないのに、あたかも抑止力をもっているような印象を意図的に与えようとしていた。核査察を制限し協力しないことで自身が大規模破壊兵器プログラムを有している印象を与えるのをフセインが期待していたこと・・・結局、この偽りが2003年の米国のイラク侵攻の正当化に一役買うことになるのだが、それはもっと大きなことを意味している。すなわち、フセインは、核兵器を使用する能力ではなく、その抑止力を求めていたということである」⁷⁹と論じている。

⁷² セーガン、ウォルツ前掲書、p. 182.

⁷³ 同上、pp. 182-183.

⁷⁴ 同上、p. 178.

⁷⁵ 同上、p. 22.

⁷⁶ ビル・クリントン政権のウィリアム・ペリー国防長官の1994年9月

20日のスティムソン・センターに対する声明。

⁷⁷ セーガン、ウォルツ前掲書、pp. 173-174.

⁷⁸ 同上、pp. 174-175.

⁷⁹ 同上、p. 177.

ウォルツによれば、フセインはあたかも抑止力を持っているような印象を与えようとしていたにもかかわらず、米国のイラク侵攻を防げなかったのであり、ウォルツの議論の「核抑止が働く」ということに反証を提供するものに他ならない。

フセインは、閣僚や軍高官との会合の多くを秘密裏に録音していたが、その発言から、イランとイスラエルに対する自国防衛における安全保障上の懸念が核開発の主要な動機ではなかったことが判明している。フセインは、イスラエルに対する通常戦力による侵略を可能にする戦略的な盾として核兵器を捉えていたのであった。たとえば、1990年のクウェート侵攻前に、フセインは、イラクは5年以内に核兵器を獲得するだろうと予言するとともに、「もしアラブ諸国が核爆弾をもったとすれば、1967年以降に占領された領地を取り戻さないことなどあるか」という修辭的な問いかけを仲間にした⁸⁰。セーガンによれば、「イラクの核兵器は、イスラエルの核兵器に対抗するのであり、イスラエルが自暴自棄になって核兵器で報復に出るのを恐れることなく、シオニスト国家に対する通常戦争を仕掛けるのを可能にするというのだ」⁸¹。ウォルツのような核拡散楽観主義者は、核兵器はすべての国家に対して抑止の機能としてのみ働くと考えているが、フセインにとっては、通常戦力による侵略をより安全に遂行するために核抑止が必要だったのだ。

6. イランの核開発

イランには複数の指導者（大統領とアヤトラ）が存在するし、軍事組織も複数存在する。その1つである革命防衛隊それ自体が米国によってテロ組織に指定されている⁸²。ウォルツは、「もしイランが核兵器を獲得したら、革命防衛隊に核兵器管理の責任を付与するだろう。核兵器の管理を任された単一の内部組織は、単一の国家主体と同じ地位にあると言える・・・核兵器に心が向いている非国家主体でさえ、抑止のために用いる以外に核兵器で何かを成し得るとは考えられないのに、イランの国内組織が抑止以外の目的を心に描くことなど想像しがたい・・・イランとイスラエルは双方とも比較的小さな国であるが、これはたとえ数発でも核兵器が使用されればいずれの側も存続可能な国家として生き残れないことを意味する。核兵器を1発でも相手側に使うことは自殺行為であることを両国は認識しているだろう。戦略上の議論では、地理的に近接していれば、きわめて少数の核兵器でも確証破壊は達成できるとされている。イランがイスラエルに対して核兵器を使用する性向をもつなどと考えるべきでない」⁸³と論じている。

また、ウォルツは、「イランに対する最近の経済制裁が、核化プロセスを遅らせたり、妥協を引き出したりすることはないだろう。もしイランが自国の安全保障が核兵器に依拠すると考えているなら、制裁が奏功することはない・・・研究者は経済的強制が成功したケースをわずかしら認めないし、大量破壊兵器について言えば、制裁に独自の効果があると論ずるのは困難である・・・イランに対する制裁をやめれば、おそらくその安全保障上の懸念はやわらげられ、さらには、イラン市民が政策の効果の矢面に立たされるのを回避できるだろう・・・しかしながら、そうでなくとも問題はないのだ。我々は、安全かつ安心して核保有国イランと共存できるのだ」⁸⁴と論じている。

最後の行はウォルツのいつもの主張なので、ここでは言及しないが、たしかに安保理決議で制裁を課す決議がなされても、成果が見られるケースは少ない。強制的に断念させようとするよりも、イランの安全保障上の懸念自体が解消し、核開発する必要がなくなるように、イスラエルによって占領されたパレスチナの問題自体の解決に注力すべきであろう。イスラエルによる一方的な占領と暴力的にパレスチナ人を追い出して入植するというやり方をパレスチナ人や周辺の中東諸国が認めず対立してきた。人や物が国境を越えて移動するグローバリゼーションの時代にあって、移民が正当な代価を払って土地を取得するのであれば、誰も文句は言わないはずである。ユダヤ人がパレスチナに移住したいのであれば、正当な代価を払って土地を取得するだけで問題は解決するはずであり、これまで暴力的にパレスチナ人を追い出して入植してきた土地の返還または賠償をすることによって解決するのが筋であろう。

セーガンは、「イランは中でも最も危険な核拡散主体である。イランにおいては、フセインが統治したイラクのような強い侵略的性向と、核の力と核兵器プログラムを操るイデオロギー的に過激な軍事組織——革命防衛隊——に対する強力な文民指導者による統制の欠落とが結び付いているのだ」⁸⁵と警鐘を鳴らしている。

セーガンは、「核兵器を獲得したイランの指導者は、核兵器を米国や近隣国への侵略行為がより安全にできる盾として捉えるであろうことを懸念しなければならない。イランは、ヒズボラやレバノンを拠点とするシーア派民兵組織への主要な武器供給元であるし、イスラエル国内での民間及び軍事目標に対する攻撃を支援している・・・イランにおいてひそかに核技術を取得し、核施設を防護し、運搬システムの研究を行い、核兵器関連活動を取り仕切ってきたのは、プロフェッショナルな軍で

⁸⁰ Palkki, Stout, and Woods (2011) pp. 223-224.

⁸¹ セーガン, ウォルツ前掲書, pp. 193-194.

⁸² Publication Office of the Coordinator for Counterterrorism (2009) p. 10.

⁸³ セーガン, ウォルツ前掲書, pp. 187-188.

⁸⁴ 同上, pp. 191-192.

⁸⁵ 同上, p. 192.

はなく、革命防衛隊なのである。そしてまた、中東におけるテロ組織との関係維持の責任を担ってきたのも革命防衛隊の指導者である。それは、核にかかわる指揮・統制とテロリストとの関係に同一組織が責任をもつという、致命的な責任の混用なのである⁸⁶と論じている。

革命防衛隊は、イランにおける最も過激な聖職者との関係を有している。そのうちの何人かは、(多くの伝統的なシーア派聖職者との見解とは異なり)、核兵器の獲得と使用はイスラム法によって正当化されると論じている⁸⁷。

もし、イランが核兵器を獲得するなら、中東におけるさらなる核拡散という現実の危険が存在する。たとえば、サウジのトウルキ・ファイサル王子は、「イランの核兵器[開発]によって、サウジは筆舌に尽くしがたいおそろく劇的な結末に導く可能性のあるような政策の追及を余儀なくされるだろう⁸⁸と発言している。

したがって、セーガンは、「米国や中東地域諸国が将来、イランの核の曖昧性と共存しなければならないかもしれないとしても、それは決して歓迎したり祝福したりすべきものではない⁸⁹と強調している。

7. キューバ危機の教訓

米西戦争後の1902年5月にキューバ共和国は独立を達成したが、それはスペインに代わり米国による支配が始まった。1952年にバティスタはクーデターで政権を奪取し、憲法を停止し独裁政治を開始した。腐敗、弾圧、独裁が続き、米のキューバ支配は頂点に達し、バティスタ政権と米政府、米企業、米マフィアの4者がキューバの富を独占し、その富が米国本土に流れた。

フィデル・カストロらによって、2年余りのゲリラ闘争の末、1959年1月にバティスタを国外逃亡に追い込むキューバ革命が起こり、当時アメリカ企業であるユナイテッド・フルーツとその関連会社、関係者がキューバの農地の7割以上を所有していた土地⁹⁰と産業を国有化して、農業の集団化を実施した。

1961年4月に在米亡命キューバ人部隊が米国CIAの支援の下でグアテマラでの軍事訓練の後、キューバに侵攻してカストロ革命政権の打倒を試みたピッグス湾事件が起こった⁹¹。それまでキューバ革命は、アメリカ人やキューバ人の大地主から土地や資産を取り戻すナショナリスト革命の色彩が強く特に社会主義革命とされていた

わけではなかった。しかし、ピッグス湾事件以降、カストロ首相は1961年5月のメーデー演説で「社会主義革命であった」と宣言するとともに、軍備増強の必要性を認識し、急速に東側諸国と同盟および友好関係を築くことになる。

1962年10月から11月にかけてキューバに核ミサイル基地の建設が明らかになったことから米国がカリブ海で海上封鎖を実施し、米国とソ連とが対立して緊張が高まり、全面核戦争寸前まで達したキューバ危機が起こった。

ケネディ大統領は、10月24日以降、米艦艇によるキューバの海上封鎖を承認した。(キューバへの)空襲および水陸両部隊による侵攻作戦の準備もまた開始された。万一の場合の計画として、初日に延べ1080機による空襲を行うことになっていて、18万人にのぼる侵攻部隊が、米東南部の港湾に集結していた。

ソ連から10月26日に届いた書簡は、ミサイルをキューバに置いたのはキューバを侵攻から守るため、もしアメリカがキューバを攻撃・侵攻しないと約束すれば国連の監視下で撤去する旨の内容であった。27日に届いた書簡には、前日の内容に全く触れずトルコにあるミサイルの撤去を交換条件として要求してきた。

アメリカは、3つの条件(1. ミサイル基地建設の中止、2. 攻撃型ミサイルの撤去、3. 国連査察の受け入れ)を提示し、この条件を了解すればアメリカは海上封鎖を解き、キューバを攻撃・侵攻しないと確約した。

フルシチョフは、アメリカがキューバに侵攻しないことと引き換えにキューバのミサイルを撤去することに同意した。

ケネディ政権で国防長官であったマクナマラによれば、フルシチョフが10月28日にミサイルを撤去すると発表していなければ、ケネディの文官、武官の補佐官たちは、攻撃開始を勧告し、ケネディは攻撃承認していたのである。そして、キューバに駐留していたソ連軍は、中距離核ミサイルの核弾頭だけではなく、核兵器も戦術核兵器の弾頭までも持っていて、その戦術核弾頭は、キューバ侵攻のアメリカ軍に対して使用されるはずであった⁹²ことが、1992年に当時のワルシャワ条約機構軍参謀総長のアナトリー・グリプコフ大将から明らかにされた。

マクナマラは、回顧録でキューバ危機後に明らかになったことを以下のように述べている。

⁸⁶ 同上, pp. 201-202.

⁸⁷ Safa Haeri and Shahram Rafizadeh, "Iranian Cleric Okays Use of Nuclear Weapons", Iran Press Service, February 20, 2006. www.iran-press-service.com/ips/articles/2006/february-2006/iran_nuke_20206.shtml [date accessed: November 17, 2011]

⁸⁸ Jason Burke, "Saudi Arabia worries about stability, security and Iran", *The Guardian*, June 29, 2011. www.guardian.co.uk/world/2011/jun/29/saudi-arabia-prince-turki-

arab-spring-iran [date accessed: November 3, 2011]

⁸⁹ セーガン, ウォルトツ前掲書, p. 204.

⁹⁰ 土地を所有しない小作人や農業労働者の数は農民の約80%を占め、サトウキビの収穫期以外の時期は「死の季節」とよばれ、多くの農民や労働者が失業し、貧困や飢餓で苦しんでいた。

⁹¹ 反カストロ軍の上陸部隊はピッグス湾に閉じ込められ、114名が戦死し1189名が捕虜となった。

⁹² マクナマラ (1997年) pp. 451-454.

なにがこの危機を引き起こしたのか——そして、将来同様な危機をどうしたら回避できるか——を理解するため、この危機に関連する決定に参加したソ連、キューバ、米国の高官たちが、5年間にわたり5回の会議を開きました。・・・キューバ危機の前と最中に3つの関係国で行われた決定は、誤った情報、誤った判断、誤った計算によって歪曲されていたことが明らかになっていました・・・(1) 1962年の夏にソ連のミサイルがキューバに導入される前、アメリカがカストロを倒し、その政権を転覆させるため、キューバに侵攻する意図を持っている、とソ連とキューバは信じていました。アメリカにそんな意図はありませんでした⁹³。(2) アメリカは、ソ連が自国外に核弾頭を配備することは決してないだろう、と信じていました。しかし、ソ連はそうしたのです。CIAは当時、キューバに核兵器はない、と報告していましたが、われわれは1962年10月までに、ソ連の核弾頭が実際にキューバに搬送され、アメリカの諸都市を標的にする予定であることをモスクワで知りました。(3) ソ連は、核兵器をひそかにキューバに持ち込むのが可能で、外から探知されることもなく、もしもその事実が明らかになってもアメリカは反応しないものと信じていました。ここでも彼らは誤っていたのです。(4) ソ連が持ち込んだミサイルをアメリカの空襲で破壊する——このあとにはまずまちががなく水陸両用部隊の侵攻が続いたことでしょう——むねケネディ大統領に要請するつもりでいた人たちは、ソ連がこれに軍事力で反応することはない、と信じていた点で、まずまちががなく誤っていました。CIAは当時、1万人のソ連軍がキューバに駐留していると報告しています。(1989年の)モスクワ会議で、参加者たちは、当時キューバに実際は4万3000人のソ連軍が駐留しており、ほかに十分な装備をしたキューバ軍が27万人いたことを知りました。当時の司令官たちのことによると、二つの部隊は“決死で戦う”覚悟だったといいます。キューバの当局者たちは、(開戦の場合は)10万人の犠牲が出ただろうと推定しました。ソ連がこうした決定的な敗北をこうむった場合でも、世界の別の場所で軍事的な反撃に出ることはあるまい、とアメリカ側が信じていたと聞かされて、ソ連の出席者たち——長年にわたって外相をつとめたアンドレイ・グロムイコ [1909

—89, 駐米大使の後, 1957—85年ソ連外相, のちソ連最高会議幹部会議長] や元駐米大使のアナトリー・ドブリニン [1919—, 57—60国連事務次長, 62—86駐米大使, のちゴルバチョフ・ソ連大統領政策顧問] が含まれていました——は、まったく信じられない、と述べました。(こうした事態の)結果が抑制のきかないエスカレーションになったのは、まずまちがいないところでしょう・・・(1992年の)ハバナ会議のとき、われわれ(ケネディとマクナマラ)は2人とも——それに、いうまでもなくほかの人たちも——この危険を当時ひどく過小評価していたのを知ったのです。1962年にキューバに駐留していたソ連軍は、中距離核ミサイルの核弾頭だけではなく、核兵器も戦術核兵器の「弾頭までも持っていた事実を、われわれは当時のワルシャワ条約機構軍参謀総長のアナトリー・グリプコフ大将から聞かされたのでした。戦術核弾頭は、キューバ侵攻のアメリカ軍に対して使用されるはずでした。すでに述べたように、当時CIAは、キューバには(ソ連の核)弾頭はない、と報告していたのです。1992年11月になると、われわれはさらに多くのことを知りました。ロシアの新聞に載ったある記事によると、危機が最高潮に達したとき、キューバ駐留のソ連軍はすくなくとも90の戦術核弾頭を含む総計162の核弾頭を持っていたというのです。さらに、1962年10月26日——非常に緊張の時期でした——になると、米軍の侵攻を予測して、核弾頭(複数)が貯蔵所から取り出され、これを装着するロケットにもっと近い場所へ移された、と報じられました。翌10月27日、ソ連のロディオ・マリノフスキー国防相は、キューバ駐留ソ連軍司令官のイッサ・プリエフ大将から、こうした行動をとったむね連絡を受けました。マリノフスキーはこれをフルシチョフに送ります。フルシチョフは、これに“承認した”と走り書きして戻しました。アメリカからの攻撃に直面すれば——すでに述べたように、武官、文官を問わず米政府内では、大勢の人たちがケネディ大統領にこうした攻撃を勧告するつもりでいました——キューバ駐留のソ連軍が、自分たちの核兵器を失うくらいなら、これを使用しようとの決定を下した危険が、大いにあったのは明らかです・・・アメリカ軍が核兵器で攻撃された場合、アメリカが核による反撃を思いとどまっただろうとは、何人も考えるべきではありません。その結果は、どう

⁹³ 1961年に在米亡命キューバ人部隊がアメリカ合衆国CIAの支援の下でグアテマラでの軍事訓練の後、キューバに侵攻してフィデル・カストロ革命政権の打倒を試みたピグス湾事件があり、アレン・ウェルシュ・ダレスCIA長官の正規軍を介入させないとする説明で(実際はCIAは反カストロ軍にアメリカ軍の応援を確約していた)、ケネディは作戦の実行を承認した。ケネディの意向とは別に、ソ連とキューバはアメリカがカストロを倒し、その政権を転覆させるため、キューバに侵攻する意図を持っていると信じていたと考えられる。トルーマン

時代まで情報収集を主要な活動としていたCIAが、ダレスの得意分野である「暗殺や破壊工作」・諜略などに主眼を置く工作機関として再編され、人員・予算ともに巨大な規模になった。実兄のジョン・フォスター・ダレス国務長官とともに、アイゼンハワー政権の冷戦外交に大きな影響を与えた。キューバ危機では、最後の土壇場で空爆支持が閣僚も含めて多数を占めても、大統領が1人反対して強いリーダーシップを発揮することとなり、後にケネディへの高い評価となった。

なっていたでしょうか？完全な大惨事になったでしょう。キューバでのアメリカ軍の損害が圧倒的なものになり、キューバが破壊されたばかりではなく、キューバを超えて核攻撃の応酬が行われた危険が高かったことでしょう⁹⁴。

グッドパクスター将軍とマクナマラは、核保有の5カ国が、実行可能なかぎり、核兵器のなかった世界に戻ることを⁹⁵を強く主張している。マクナマラは「もしわれわれが、過去40年以上にわたって、核保有国の核戦略を主導してきたものの考え方から脱却できるとしたら、われわれはまさに「(核の) 魔物をビンのなかに戻す」ことができると思う。もしできなかつたら、21世紀が核の悲劇を目の当たりにする危険が相当にある」⁹⁶と警鐘を鳴らしている。

ウォルツは、「核兵器の存在は国家をきわめて慎重にする。キューバ・ミサイル危機におけるケネディとフルシチョフを見ればわかる」⁹⁷と抑止が働いたことが核戦争を回避させた論じている。

一方、セーガンは、キューバ・ミサイル危機において、核戦争を引き起こしかねない不安全事案があったことを以下のように述べている。

危機の初期段階において、SAC (Strategic Air Command, 戦略空軍) は、カリフォルニア州のヴァンデンベルグ空軍基地において10基の試験用ICBMのうち9基を秘密裏に展開するとともに、10基目のICBMの試験発射を太平洋に向けて計画通りに実施した。この責任ある組織において、ソ連情報機関がヴァンデンベルグ基地における核兵器の展開と警戒態勢を偵知するかもしれないことや、危機の高まりの中で同基地からのミサイル発射が誤って解釈されるかもしれないことに考えをめぐらせる者がいなかったのだ。危機が高まる中、モンタナ州マルムストーム空軍基地においても第2の不安全事案が生じた。将校らがミサイルの即時発射を可能にする独立した能力を付与するためにミニットマン・ミサイルに手を加えたのである。これはミニットマン・ミサイルにかかわる深刻な安全規定違反であったが、危機終息後に行われた調査では、未承認の核攻撃を実施する能力を自ら獲得したことを上層部が認識するのを妨げるべく、将校らによる証拠

改ざんが行われた。第3の不安全事案は10月28日に生じた。北アメリカ航空宇宙防衛司令部 (NORAD) が、キューバから発射された核搭載ミサイルがフロリダ州タンパをめぐらしているとの情報に接したのだ。これは、レーダー操作員がシステム装置にキューバからのミサイル攻撃を模擬した試験テープを装填したために、コントロール・ルームの将校が実攻撃と混同してしまったことから生じたのだが、このことは予期された核爆発が起きなかった後になって初めて判明した。かかる事案からは最小限のことしか学習されず、それぞれの事案発生後も関連する軍の手順や慣行は変更されなかった。いずれの事案においても、深刻な安全上の問題の存在が報告されることはなく、上層部がそれを認識することはなかった。そして、73年の第四次中東戦争において米国が短期間の核警戒態勢をとっている最中に、同種事故の生起につながるような軍の核運用がすべて繰り返されたのである⁹⁸。

マクナマラによれば、フルシチョフが10月28日にミサイルを撤去すると発表していなければ、ケネディは攻撃承認していて、キューバに駐留していたソ連軍の戦術核弾頭は、キューバ侵攻のアメリカ軍に対して使用されていたのであり、抑止が働いて核戦争が回避されたのではなく、運がよかったにすぎない。セーガンによれば、キューバ・ミサイル危機において、核戦争を引き起こしかねない不安全事案が複数あったのであり、核戦争にならなかったのは紙一重であった。

ケネディは、キューバ危機が起こる1年前の1961年9月の国連総会で、次のように訴えている。

「今日、この惑星上に住む全人類は、それがもはや住むに適さなくなる日のことを考えねばならない。男も女も子供たちも、すべては、偶発的な事故や誤算や狂気によって、いつなるとき切られるかも知れない極めて細い糸で吊るされた、核というダモクレスの剣⁹⁹の下に生活している。戦争のための兵器は、それがわれわれを絶滅する前に、われわれがそれを絶滅しなければならぬ」¹⁰⁰。

坂本が論じているように、「“核均衡が平和を保っている”とか“アメリカの傘の下に入っていればよい”とい

⁹⁴ マクナマラ前掲書, pp. 451-454.

⁹⁵ 「実行可能なかぎり」というのは、テロリストが(核)兵器を「奪取」ないし入手することのないよう、保護を維持する必要性と関連している。

⁹⁶ マクナマラ前掲書, pp. 460-461.

⁹⁷ セーガン, ウォルツ前掲書, p. 10.

⁹⁸ 同上, p. 69.

⁹⁹ 常に身に迫る一触即発の危険な状態をいう。シラクサの僭主ディオニュシオス1世の廷臣ダモクレスが王者の幸福をたたえたので、王が

ある宴席でダモクレスを王座につかせ、その頭上に毛髪1本で抜き身の剣をつるし、王者には常に危険がつきまとっていることを悟らせたというギリシアの説話にちなむ。

¹⁰⁰ <https://www.webcitation.org/60hHsjas1?url=http://www.jfklibrary.org/Research/Ready-Reference/JFK-Speeches/Address-Before-the-General-Assembly-of-the-United-Nations-September-25-1961.aspx>

た日本の“現実主義者”の主張の中には、ケネディのような緊迫した現実認識を現す言葉が見られない¹⁰¹のである。キューバ危機が核戦争に発展したのは、単に運が良かっただけで、紙一重であったという教訓が活かされることなく、核抑止論者によって人類が絶滅されようとしている。

8. 国連改革と国連予備軍構想

ウォルツは、「世界政府に代わるものが核抑止であることは歴史の事実が証明している」¹⁰⁴と論じている。われわれは、偶発的な事故や誤算や狂気によって、いつなとき切られるかも知れない極めて細い糸で吊るされた、核というダモクレスの剣の下で生活しているのであり、核抑止が事実上の世界政府などというのはありえないことである。

しかしながら、世界政府足るべき国連の現状は、戦争を防止できてはならず、難民の増大、貧困の解消など山積する問題を解決する能力を持っていない。したがって、国連改革が必要となっているのである。国連改革を考察するには、国連が国際連盟の「失敗」から得た教訓に基づいて構想されているため、国際連盟の「失敗」から考察する必要がある。

最上敏樹が論じているように、「連盟の「失敗」は、何より、大国による侵略を防止（あるいは早期に鎮圧）できなかった点にあり、いかにして大国による侵略を防止し実効的に対処すべきかということのはずだった・・・加えて、日本の中国侵略の例が示すように、当の大国が機構の措置に対して拒否権を行使するような制度は再考」¹⁰⁵すべきであった。

フランスとイタリアはドイツを押さえ込むに足る連盟の独自の軍事力を持つべきと主張したのに対し、イギリスと米国は「国際軍事主義」だとして反対したため、連盟の集団安全保障は焦点の定まらないものになった¹⁰⁶。

米国は、国際連盟が実現すべき秩序の性格について、「強制による社会」ではなく「善意による社会」の構築を目指すべきだと主張したとされる。最上は、「より完全な集団安全保障をもとめるなら、仏伊の構想に従うべきであったろうし、反対に英米両国の思考に従うなら、軍事制裁を核とする集団安全保障とは違う安全保障体制を求めべきであったろう。連盟はそのいずれでもなかった」¹⁰⁷と論じている。

国際連盟は、最上が論じているように、第一次世界大

戦中に「連合国の戦時協力機構が瞬時的にでも主権を「融合」するなど、ある意味で《カント以上》であった」のに対し、その後を襲った国際連盟は「《世界政府》にはほど遠く、結果的にはカント的な意味での「恒久平和のための自由な諸国の連合」にすらなら」¹⁰⁸ず《カント以下》であった。

超国家性の本来の目的が「すべての加盟国の個別的な主権を乗り越えること」であるなら、権限面で「加盟国に命令を下す」ような超国家性が、地位の面で「すべての加盟国を超越した」独立の機関に付与されるという、原理的には、超国家性のふたつの側面がひとつの機関において融合することが求められる。しかし、最上が論じているように、「国連憲章が生み出したのは、他加盟国に命令を下しうる機関（安保理）には独立性がなく、独立性を有する機関（事務局）には加盟国に命令を下すだけの権限がない」¹⁰⁹という制度であった。

国連憲章は、事務総長を単なる行政の長にとどめず、「国際の平和および安全の維持を脅威すると認める事項について安保理の注意を促す」（憲章第99条）政治的権限に言及した。事務総長が単に《主たる行政官》ではなく、《主たる調停役》でもあるという理解であった。

1960年7月、コンゴ動乱に際してハマーショルド第2代事務総長が安保理に注意喚起した。1979年11月、テヘランの米国大使館占拠事件に際してワルトハイム第4代事務総長が安保理に注意喚起した。ハマーショルドによるカンボジア・タイ紛争の調停（成功）、ウ・タントによるベトナム戦争調停の試み（失敗）、デクエアルによるいくつかの中米諸国紛争の調停（おおむね成功）などである。

ハマーショルドは、調停その他の《紛争の平和的解決》について、事務総長は必要ならば総会や安保理からの授權がなくとも行動を起こすことが期待されていると考えていた。1958年に、レバノンに派遣していた休戦監視団の規模を、安保理の反対にもかかわらず拡大している¹¹⁰。

ブートロス＝ガリ第6代事務総長が提言しソマリアなどで実施され失敗した「平和強制（執行）」活動は、形式的には国連決議に基づいているものの、実質的には事務総長主導で進められた。

安保理に対する事務総長の提案あるいは勧告権限は、最上は、「ソマリアのように国連軍による武力行使やその中止まで含むとなると、第98条の「委託」だけで法

¹⁰¹ 坂本（1990年）pp. 62-63.

¹⁰² Robert Maynard Hutchins（1899年- 1979年、1977年説あり）米国の教育家、法学者。

¹⁰³ Bertrand Russell（1872年- 1970年）イギリスの哲学者、論理学者、数学者、社会批評家、政治活動家。

¹⁰⁴ セーガン、ウォルツ前掲書、pp. 209-210.

¹⁰⁵ 最上（2016年）p. 73.

¹⁰⁶ Gerbet（1981）p. 42.

¹⁰⁷ 最上前掲書、p. 63.

¹⁰⁸ 同上、p. 49.

¹⁰⁹ 同上、p. 77.

¹¹⁰ 同上、p. 79.

的根拠が十分かどうか、疑問が残る」¹¹¹と指摘している。

また、第100条に規定された「国際性」（加盟国からの独立性・加盟国に対する不偏不党性）の義務に明らかに反する行為を行った場合の規定がない。EU委員会委員の解任ないし罷免は、任命権者である加盟国政府ではなく、EUの司法裁判所によってのみなされる¹¹²が、国連憲章はこうした規定を欠いている。

さらに、最上が指摘しているように、「常任理事国5カ国が中核の安保理による権限行使が適法ないし妥当であるか、法的にチェックする仕組みがない。わずかに、5常任理事国だけでは意思決定ができず、さらに4つ（かつては2つ）の非常任理事国の賛成を得なければならないという要件だけが内在的に働かうにすぎず、民主的な権力抑制手続きや安保理決議の適法性を判定する仕組みを欠いている」¹¹³。

冷戦終焉後の世界秩序の再構築において経済社会問題が重要な柱であり、それを主管する機関の強化が不可欠であり、この分野を掌管する国連諸機関が分散化し整理統合が必要になっていて、経済社会理事会がその中心的役割りを果たすよう期待されていて、この分野における国連の活動はNGOとの連携を深めつつあるが、そうした団体との協力も経済社会理事会の任務である。こういったことから、経済社会理事会はについて、最上は「国連改革論議の最大の焦点となるべき機関でもある」¹¹⁴と論じている。

安保理が「麻痺」するかたわら、経済社会分野の諸問題に関する《基準設定》の面で総会が台頭し、世界人権宣言（1948年）、植民地独立付与宣言（1060年）、友好関係原則宣言（1970年）、人間環境宣言（1972年）などが行われている。

UNDPやUNCTADなどの機関の開発志向にもかかわらず、世界の貧困の問題に大きな進展はない。UNICEFやUNHCRや世界食糧計画などの機関の努力にもかかわらず、人道支援の必要性は増えるばかりで減ろうとしない。最上が論じているように、「経済社会分野では、世界政府になぞらえるほどに広範な問題領域を活動対象におさめながら、権限においても問題解決能力においても世界政府にはほど遠いものだった」¹¹⁵のである。

最上は、「主権的国民国家システムの限界だけはいっそう明らかになった。多くの問題が個々の国民国家の手には負えず、解決のために行き場を求めていて、他に行き場もなければ国連に流れ込まざるをえない」¹¹⁶と指

摘している。流れ込んだ問題に対して、国連が有効な手を打てなければ、パレスチナのように占領地支配にあえぐ人々、ウイグルのように人権侵害や抑圧に苦しむ人々、ダルフールのように集団殺害の中に取り残される人々が存在し続けることになる。国連の権限を強化し（たとえば拘束力のある環境基準の設定権限）、財政基盤を強化する（国際課税などによる独自財源の付与など）と同時に、欧州評議会、米州機構、ASEAN、AUなど他の地域的機構との間で役割分担をすることによって、各地域の実情に合わせて仕組みを育てることが必要であろう。さらに最上が論じているように、「非国家主体の国際関係参画は活発化し、《多国間主義》はいよいよ《マルチラテラリズム》へと変貌を遂げつつある」¹¹⁷のであり、国連改革はこれらを踏まえたものでなければならないだろう。

常任理事国の構成や拒否権などの安保理改革が国連改革と捉えられる傾向があることに対して、最上は、国連改革の本質は、「何より、国連の機能を強化すること、ないし問題処理能力を向上させることであるはずだ。創設時点の世界秩序構想が70年後の世界に不適合になっているのならそれをどう改めるか、という問題」¹¹⁸であると、国連改革には3つの主題があると論じている。第一に、大国支配ではない秩序の構築である。少数の大国が《加重主権》あるいは免責特権を与えられるような機構構想は、いまや永続的な正統性を持ちにくくなっている。第二に、形式的な主権平等を超えて、諸国民間の実質的な不平等をどう解消するかである。第三に、軍事力では対応できない（すべきでない）新しい安全保障上の脅威への対応能力をどう強化するかである。単なる治安維持体制ではない安全保障メカニズムの開発、環境破壊や感染症など新種の社会的脅威との対抗の問題でもあった¹¹⁹。

2004年の『より安全な世界——われら共有の責任』報告（『脅威と挑戦と変革に関する事務総長上級検討会報告』）は、2003年からの対イラク戦争に見られるような単独主義の武力行使をどう規制するかという、事務総長が《法の支配》の根幹に関わる問題として重視したものであった。国連の活動をどう組み立てるかではなく、国連加盟国の武力行使をどう実効的に規制するかという問題の再検討の始まりであった。

2世紀以上も前にカントは、「他を圧倒して世界王国を築こうとする一強大国によって諸国が溶解させられ

¹¹¹ 同上、p. 82

¹¹² EU運営条約第247条

¹¹³ 最上前掲書、p. 88.

¹¹⁴ 同上、p. 84.

¹¹⁵ 同上、p. 115.

¹¹⁶ 同上、p. 119.

¹¹⁷ 同上、p. 117.

¹¹⁸ 同上、p. 125.

¹¹⁹ 同上、p. 129. 「民主主義とは《権力制御の思想》で、《法の前の平等》を含む《法の支配》といってもよい。ところが、安保理の権力行使に対するチェックの仕組みの不在からもわかるように、これまでの国際機構史においては《権力制御の思想》がほとんど育たずにきた」。同上、p. 143.

る」¹²⁰ことでしかないという可能性がつきまとうことを見抜いていた。最上は、現状の国連は、「《集権化する者》と《集権化される者》との区別に基づいて秩序をつくるというやり方は、短期的には有効たりうるとしても、長期にわたって正統性を保持できるという保証はない」¹²¹と指摘している。

最上は、「国連改革の要諦は、《単独主義の抑制＝法の支配》を可能にする制度構造を備えさせる国連立憲主義であると論じている。また、常任理事国の特権的地位の剥奪＝拒否権の廃止や、国連における代表制を政府代表に限定せずに各国議会からの代表にも広げ、ひいては直接選挙による民衆の代表からなる機関を設けるという（EUの欧州議会に触発された案）といった国連の民主化や民衆化の必要性を論じている。さらに、UNHCRやユニセフなどをはじめとする国連の現業機関がNGOと協力しながら任務を遂行しているように、NGOや《市民社会》との連携を強め、《多国間主義》を《マルチラテラリズム》へ変換していく過程である」¹²²と、論じている。

モーゲンソーが、安保理は「現代の神聖同盟」¹²³ ¹²⁴と呼んだように、国連自身は世界国家あるいは世界連邦として作られたものではなかったが、その中に世界政府に類する機関を内蔵することになった。それは、5大国に特権的な地位を与え、他の加盟国よりも重い主権を与えるものであったが、東西冷戦によって、米ソ両国が反目し、安保理が一枚岩になることはなく、国連型集団安全保障体制の最大の眼目ともいえるべき「国連軍」の創設も頓挫した。「国連軍」は、国連自身が保有する常備軍ではなく、国連が強制行動をとる際に加盟国があらかじめ自国軍隊の一部をその用途のために指定しておく待機軍制度である。

国連憲章第43条は、国連と加盟国政府との間の、予備軍についての合意を意図している。この目的にそって軍事参謀委員会が再開され強化されなければならない。パルメ委員会報告書は、予備軍の構想について以下のように提言している。

国連による強制行動が強国による干渉の媒体となったり、あるいは第三世界諸国にそう受け取られたりしないようにするために、事務総長と軍事参謀委員会のそれぞれの役割を慎重に考慮する必要がある。予備軍は安保理の常任理事国からばかり徴募されるべきではない。より多くの第三世界国が、予備軍の潜在的構

成員となることが特に重要だと思われる。この目標は、地域を基盤として、最も容易に達成される。その地域の国々が適当だと判断した場合には、すでに北欧諸国で首尾よく発達した線にそって、地域的あるいは小区域的な予備軍の編成、装備、訓練のための協力が、活発に促進されるべきである。

特に強制行動が必要であると考えられる地域への予備軍の存在は、攻撃抑止のため国境線へ派遣するか、領土侵犯後なるべく速やかに停戦を確立するため、彼らが直ちに紛争地点に配備されることを意味する。さらにアフリカの場合については、領土内に予備軍を常備させるという合意事項によって、たとえ必要資金や専門的技術援助の支給が今なお国連の保護を必要とするとしても、アフリカ統一機構にとって必要な部隊支援施設を与え、今までイニシアティブをとってきた平和維持機能に対して、アフリカ統一機構が効果的に貢献しうるようにするであろう。

特に国連の集団安全保障システム設立の提案に関連して、地域的組織機構は差し迫った平和への脅威という危険に対して安保理と事務総長に警告し、平和維持への国連の努力を補いながら、重要な役割をはたすことができる、我々は考えるものである¹²⁵。

予備軍について、1946年から安保理の助言機関たる軍事参謀委員会で検討されたが、米国は強大な軍事力の設定や国ごとに提供内容を変えることを主張し、ソ連は小規模な軍事力やいずれの国も均等に三軍を提供することを主張した。1948年、何の結論も得られず、委員会は検討を打ち切った。こうして、集団安全保障は「牙」を持つべきという国際連盟の教訓が放棄された。

常任理事国が当事者である紛争に関する拒否権は、ソ連がハンガリー動乱（1956年）、チェコスロヴァキア侵攻（1968年）、アフガニスタン戦争（1980年）など、米国がグレナダ侵攻（1983年）、ニカラグアへの武力干渉（1984・85年）、パレスチナ問題におけるイスラエルの擁護などで行使され、国連は国際紛争を集団安全保障体制で解決することができなかった。

このような安保理が麻痺する中で、強制行動はとることができなかったため、国連憲章には明文規定がない平和維持活動という活動方式が生み出された。この平和維持活動は、冷戦期に14、冷戦後は70活動に急増した。

¹²⁰ カント（1985年）pp.68-69.

¹²¹ 最上前掲書、p. 148.

¹²² 同上、pp. 149-151.

¹²³ ロシア皇帝アレクサンドル1世の提唱で1815年9月に、オーストリア皇帝、プロイセン国王との間で神聖同盟を発足させ、のちにローマ教皇・オスマン帝国皇帝・イギリス王を除く全ヨーロッパの君主が加

わった。ウィーン体制下におけるキリスト教的な正義・隣人愛の精神に基づく君主間の盟約であり、具体的な政治的・外交的拘束があったわけではない。神聖同盟は、ヨーロッパ協調と同義で用いられている。

¹²⁴ Morgenthau (1971) p. 461.

¹²⁵ パルメ委員会（1982年）pp. 232-233.

表1 平和維持軍の行動準則

同意原則	兵力の派遣を受入国の同意を得た上で行う。
中立原則	紛争当事者のいずれか一方に加担するような行為を慎む。
自衛原則	要員の護身や平和維持軍活動拠点の防護に必要な場合を除き、火器を使用しない。

表1にあるような平和維持活動の要諦は、「軍事的な地平に非暴力の原理を投射すること。平和維持活動の要諦は武力の行使にあるのではなく、(国連の) 政治的(権威を介在させる) 象徴主義にある」¹²⁶のである。不十分な対応に終るケースが多い中、大規模な軍事力の行使によって紛争を解決するのではなく、小規模な警察力で紛争を防止・解決することの模索が続いた。

平和維持活動は国際連盟においてその先駆があり、1920年のポーランド・リトアニア紛争に派遣された軍事委員会、1925年のギリシャ・ブルガリア国境紛争に派遣された撤兵監視団、1935年のザール地域における人民投票の監視のために派遣されたザール国際軍など、制裁的・懲罰的でない安全保障方式があることを示した。しかし、国連憲章にこの方式が書き込まれることはなかった。最上は、「国連は連盟の「失敗」に学ぼうとし…連盟の「成功」からは十分に学ばなかった」¹²⁷と論じている。

冷戦終焉後、局地紛争が増加し、紛争地域の治安維持の危険性も高まり、地域によってはテロリズムに走る勢力も見られる中、ガリ事務総長が提唱した平和強制(執行)活動によって国連の平和・安保活動はより軍事性を強めるようになった¹²⁸。最上は、「強制活動が必要なら、国連憲章には手続きが明瞭に規定されているので、その手続きを踏むことが可能であり必要である。その手続きを省略するために「平和維持活動」の名を借りたのだとすれば、それは逸脱のそりをまぬがれない。活動の長所と短所を整除するというよりむしろ混乱にさらすものだった」¹²⁹と指摘している。

9. 日本国憲法と国連警察軍構想

冷戦終結後、多発する地域紛争に対しそれまでとは性質の異なる国連の取り組みが求められ、日本の国際貢献のあり方も問われることになった。自民党を離脱した小

沢一郎は、「自衛隊を国連待機軍として国連に提供し、海外の現地で活動させる」ことを主張し、これまで同様、憲法「解釈上可能」であるが、不毛な論争が繰り返されることを避けるために、「平和安全保障基本法」をつくるか、憲法第9条に第3項を加え、国連待機軍での活動を規定することを論じていた¹³⁰。

護憲派の憲法学者や政治学者も、「憲法第9条の下に『平和基本法』を作り、憲法の許容しうる水準の軍事力(最小限防衛力)まで、現在の自衛隊の規模、体制を縮小すること」を骨子とし、世界平和には将来的には「国際(国連)警察的な活動であれば、将来最小限防衛力とは全く別組織の国際(国連)組織が訓練し、指揮する日本部隊(日本の軍隊ではない)は創設可能であろう。そしてこういう国際警察に日本の安全保障を委ねるとすれば、むしろ積極的にここに参加すべきだろう」¹³¹としている。

米国の政治家にも、国連によって米国の軍事力を管理させるという発想があった。すでに、アイゼンハワー政権のダレス国務長官は、「原子力は、どの国であれ、一国の軍事的利用にゆだねられるには巨大すぎる力である」と踏み込んで述べ、拒否権が行使できない国連総会に核戦力の管理を移すことにより、「侵略を阻止する原水爆兵器の能力を普遍的なものにする」よう提案していた¹³²。

改憲派は9条を改正して自衛隊を名実ともに合憲とすることを主張し、護憲派は9条を守ることを主張し、左右に分極化した思考停止が続いている¹³³。

しかしながら、すべての人間が思考停止していたわけではない。すでに、坂本義和は、中立的な諸国の部隊から成る国連警察軍の日本駐留を提案し、戦争放棄、武力の不保持および国連軍の意義を以下のように述べている。

現在約26万人に及んでいる日本の自衛隊を、例えば当初の警察予備隊程度にまで大幅に縮小し、それを国連警察軍の補助部隊として国連軍司令官の指揮下に置くことである。…単に外国人のみによってではなく、われわれ自身が日本の安全保障に寄与できることになる。…われわれは、もし他の国が中立国から成る国連警察軍を必要とする時に、それに応えるこ

¹²⁶ Urquhart(1987) p. 248.

¹²⁷ 最上前掲書, p. 100.

¹²⁸ 新種の平和維持活動として、当事者の同意なしに設置:旧ユーゴスラヴィアに派遣された国連保護軍=UNPROFORのマケドニアに予防展開された部分。自衛の範囲を超えた武力行使もできるとされた事例:1993年からの第2次国連ソマリア活動=UNISOM・IIなどの「平和強制(執行)部隊」(1992年の事務総長報告『平和への課題』[Boutros-Ghali 1992])で提唱されたもの(現地武装勢力と戦闘を交え、民間人にまで犠牲者を出したため、現地住民の反発も買い、94年2月に活動を断念)。安保理決議なく、旧ユーゴ紛争においてNATOが空爆。ルワンダでの人道危機についてフランスとセネガルに対してなされた授權。ハイチでの動乱に対して米国等に対してなされた授

権(1994年)。コソヴォでの人道危機収束段階でNATO主体の国際治安部隊に対してなされた授權(1999年)など。屈強な平和維持活動(robust peacekeeping)といわれる平和維持活動に対する武力行使の授權の例も増えた。旧ユーゴ、ソマリア、コンゴ民主共和国での活動(MONUC、のちMONUSCO)、コートジボワールでの活動(UNOCI)、マリでの活動(MINUSMA)、中央アフリカでの活動(MINUSCA)など。

¹²⁹ 最上前掲書, p. 101.

¹³⁰ 小沢(1993年) pp. 122-124.

¹³¹ 古関・鈴木・高橋・高柳・前田・山口・山口・和田・坪井(1993年) p. 62. 66.

¹³² Immerman ed. (1990) pp. 4-48.

¹³³ 遠藤・遠藤(2014年) pp. 21-24.

とができる。・・・自衛隊をすべて国連警察軍に常時編入することにより、われわれは憲法を犯すことなしに、国連の下で「海外派兵」を行うこともできよう¹³⁴。

日本国民が軍事について、伝統的な主権を自発的に放棄するという行為のもつ意義を挙げたい。・・・ひとつは「ヒロシマ」に象徴される核時代にあつては、人間の生存や安全は、軍事的な独立主権によってではなく、対立的な関係にある諸国家の政治的な相互協力によってしか守ることができないという判断である。その二つは、現代の主権国家間の戦争は、核戦争であろうと非核戦争であろうと、国民の忠誠と犠牲をトータルに要求するが、そうであればこそ、もともと国家には個人からそうしたトータルな忠誠と犠牲とを要求する権利はないのだということが、いよいよ明白になってきたという自覚である。換言すれば、伝統的な主権国家は、国家相互の関係において、また国家と個人との関係において、もはや最終的決定権としての「主権」を二重に否定されるようになったという思想である。・・・そしてこのことのために、日本国民が短期的にはある程度軍事的な不利をしのばなければならないとしても、また政治的にも若干の制約を受けることがあるとしても、私は、それは日本国民が支払うに値する代償であると考え。その意味で、私のえがいた国連軍構想は、「国連にたよる」といった消極的な態度と結びついたものではなく、日本国民のきびしい主体的な選択を前提としたものである・・・私は、現実の国際政治に、権力政治の側面があることを少しも否定していない。私の問題意識はそこにあるのではなく、権力政治は、現代の世界が直面している問題の解決にはならないということである¹³⁵。

カントは『永遠平和のために』の第三条項で、「常備軍は、時とともに全廃されなければならない」¹³⁶と論じて、その理由を以下のように述べている。

「なぜなら、常備軍はいつでも武装して出撃する準備を整えていることによって、ほかの諸国をたえず戦争の脅威にさらしているからである。常備軍が刺激となって、たがいに無制限な軍備の拡大を競うようになると、それに費やされる軍事費の増大で、ついには平和の方が短期の戦争よりもいっそう重荷となり、この重荷を逃れるために、常備軍そのものが先制攻撃の原因となるのである。そのうえ、人を殺したり人に殺されたりするために雇われることは、人間が単なる機械

や道具としてほかのもの（国家の）手で使用されることを含んでいると思われるが、こうした使用は、われわれ自身の人格における人間性の権利とおよそ調和しないであろう」¹³⁷。

坂本や小沢の国連警察軍／待機軍構想やダレスの国連総会への核戦力の移管構想は、カントの議論を忠実に受け継いだものといえよう。核兵器が登場してから、また、国連が機能不全に陥ってから70年以上経ち、さらには、冷戦終結からすでに30年近くになり、日本とドイツを再軍備させた理由は消滅しているのであり、国連改革と同時に、日本やドイツを含めた国連加盟国の軍事力のあり方を転換する必要があるのではないだろうか。

日本国憲法9条と日本の再軍備を前提とし米軍の駐留を規定した日米安全保障条約および日米地位協定はセットになっていると論じられる。このため、非武装の本土を防衛するために返還前の沖縄に在日米軍基地が置かれ、現在も在日米軍基地の74%が集中し、様々な問題が起こってきたにもかかわらず、移転問題が解決されない。

他方で、日本国憲法9条は、非武装であっても国連の集団安全保障体制によって安全が保障される国連憲章とセットである。論理的整合性があるにもかかわらず、安保理常任理事国を当事国とする紛争では拒否権行使によって国連による集団安全保障は機能することができずにいる。

戦後の冷戦下で再軍備されたことによって存在してきた自衛隊を、安倍政権は日本国憲法に明記すべきだとしている。また、憲法改正論者は、日本国憲法は自ら作成したものではなく押し付けられたものであると主張している。日本国憲法がどのように作成されてきたかを振り返り、国連憲章との整合性を保つ中で、どのように自衛隊を位置づけていくべきか、本項で考察する。

憲法の前文と第1章で、日本政府案は「国民至高の総意」とあり、現憲法の「主権の存する日本国民の総意」とは異なっていた。つまり、政府案では「主権」を用いず、「至高」を用いて、GHQのケーディスが首相官邸に乗り込み、金森大臣との間で厳しいやり取りがあった。古関は、「日本がポツダム宣言とそれに基づく占領を受け入れたにもかかわらず、それは「敗戦」を「終戦」と言い換えてきたことに象徴されるように、政治理念において依然として大きな隔たりがあった」¹³⁸と指摘している。

同じような例として、日本語表記では「国際連合」と呼ばれているUnited Nationsは、第二次世界大戦中の枢軸国に対していた連合国が自陣営を指す言葉として使用

¹³⁴ 坂本（1990年）pp. 27-31.

¹³⁵ 同上、pp.83-85.

¹³⁶ カント前掲書、p.16.

¹³⁷ 同上、pp.16-17.

¹³⁸ 古関（2017年）pp. 412-413.

していたもので、その連合国が戦後の国際平和と安全の維持（安全保障）、経済・社会・文化などに関する国際協力の実現を目的で設置した国際機構である。連合国であった中国では連合国と呼んでいるのに、日本では「国際連合」と呼び換えていることにも、枢軸国として連合国に敗戦したのではなく、単に第二次世界大戦が終戦したものと捉え政治理念の誤りを認めず維持しようとする姿勢によるものであることを指摘できよう。

ポツダム宣言第6項は、「日本国民を欺いて世界征服に乗り出す過ちを犯させた勢力を永久に除去する。無責任な軍国主義が世界から駆逐されるまでは、平和と安全と正義の新秩序も現れ得ないからである」と記述されている。「日本国民を欺いて世界征服に乗り出す過ちを犯させた」というのは、1940年8月に、第二次近衛内閣が基本国策要綱で大東亜新秩序を掲げた際、「皇国の国是は八紘を一宇とする肇国（ちょうこく）の大精神に基づく」と述べ、これ以来、教学刷新評議会の「国体観念をあきらかにする教育」を論ずる中などで頻繁に使用され、大東亜共栄圏の建設、延いては世界万国を日本天皇の御稜威（みいづ）の下に統合し、おのおの国をしてそのところを得しめようとする理想を表明するものとして使用されたことなどを指している。ポツダム宣言を受け入れたことの自覚がなく、「日本国民を欺いて世界征服に乗り出す過ちを犯させた」ことについての誤りを認めず維持しようとする姿勢によるものであることを指摘できよう。

主権についてもケーディスは金森に、「『主権は、天皇を含む国民にある』という答弁にしても、その天皇の意味は、裕仁個人としての天皇であるのか、あるいはcapital letterをもって書かれる天皇であるのか、もし後者とすれば、天皇と国民とが主権を相わかちものではないことは、その象徴たる地位に照らしてあきらかである」¹³⁹と述べた。これに対して金森は、「自分はここにいうsovereigntyは、法律的内容をもつとは考えない。それはhighestという意味であり、自分はそれでいいと考え、また、議会でもその趣旨で説明してきたし、大部分の議員もその説明で満足している」¹⁴⁰と答えている。後に金森は修正を申し入れ、「至高」は「主権」に変わって、憲法前文と第1条で「国民主権」が実現した。

主権は、国家の構成要素のうち、最高・独立・絶対の権力、または近代的な領域国家における意思決定と秩序維持における最高で最終的な政治的権威であり、連合国をはじめ多くの国で、君主主権を否定し、国民主権を勝

ち取ってきた歴史があり、天皇と国民とが主権を相わかち「共治」するとか、「sovereigntyは、法律的内容をもたない」というように勝手に解釈することは国際社会で通用しない。したがって、「国民主権」も「押しつけられた」のではなく、非論理的な理念をGHQに指摘され、自らは正せざるをえなかったのである。

GHQは有無を言わず、法律の改廃を事実上「命じた」事例も少なくない。たとえば、GHQは、憲法公布後、刑法の中から大逆罪¹⁴¹を廃止するよう日本政府に命じた。これに対して、吉田首相はマッカーサーに書簡を送り、天皇の地位は「まことに崇高にして高遠なる地位であります・・・このような地位を占める天皇の身体に対する暴力行為は国家を破壊するがごとき性格のものと思なされ、一般人の身体に対する暴力行為よりも厳しい道徳的非難と厳しい刑罰に値するものであることは、日本民族の倫理観からしてきわめて自然のことです」¹⁴²とし、思いどまるよう主張した。

これに対してマッカーサーは書簡で、「国家の象徴であり国民統合の象徴として天皇に付与されている法的保護は、国家そのものを総体として構成する日本のすべての国民が当然に受ける法的保護に全く等しい。それ以上の保護を与えよということは、新憲法において明快かつ明確に表明された、万人は法の前に平等であるという基本理念を侵すものである・・・皇族を法的により高い地位に置くことは、門地による差別と解さざるを得ない。そして門地による差別の本質は自由で民主的な社会を創り出すことと矛盾する」¹⁴³と反論している。

古関が論じているように、「同じ「押しつけ」でも、GHQによってforced to be free（自由になることを強制された）」¹⁴⁴のであり、「長年にわたって天皇制国家主義がすべてであった時代から何年も経っていない時に、頭を切り替えることは困難だった」¹⁴⁵のであり、自由、平等、民主主義といった概念を理解できない日本政府に必要な「押しつけ」であったのである。

古関が論じているように、「政府案作成までの過程は日本化というより「日本官僚化」に近いが、議会による修正はさらに複雑で・・・国体解釈や「国民」規定はたしかにさらに一層の「日本官僚化」もしくは「明治憲法化」といえようが、「国民主権」は米国の法思想の導入という意味での日本化であり、社会権にいたってはワイマール憲法などを受け継ぐものではあれ、GHQ案にないものの導入という意味での日本化であった」¹⁴⁶であったといえよう。このように内容を論じることなく「押

¹³⁹ 佐藤・佐藤功補訂（1994年）pp. 686-688.

¹⁴⁰ 同上。

¹⁴¹ 刑法第73条 天皇、太皇太后、皇太后、皇后、皇太子又ハ皇太孫ニ対シ危害ヲ加ヘ又ハ加ヘントシタル者ハ死刑ニ処ス

¹⁴² 柚井林（2000年）p. 165.以下

¹⁴³ 同上。

¹⁴⁴ 古関前掲書、p. 416.

¹⁴⁵ 同上、p. 425.

¹⁴⁶ 同上、pp. 374-375.

し付けられた」と主張するのは論外であり、悪質なプロパガンダである。

非武装を規定した日本国憲法9条と、朝鮮戦争勃発後、日本の再軍備を前提とし米軍の駐留を規定した日米安全保障条約および日米地位協定はセットになっていると論じられる。

旧日米安保条約もその第4条で、「この条約は、国際連合またはその他による日本区域における国際の平和と安全の維持のため充分な定をする国際連合の措置」（国連憲章第51条）が講ぜられるまでは存在理由があることを明記している。このような発想は日米安保条約のみならず北大西洋条約その他戦後の多数の同盟条約の中に明文化されている。

しかし、1960年に改定された日米安保条約の第4条は、「(イ) 日米安保条約の実施に関して必要ある場合及び(ロ) 我が国の安全又は極東の平和及び安全に対する脅威が生じた場合には、日米双方が随時協議する旨を定める。この協議の場として設定される安全保障協議委員会¹⁴⁷の他、通常の外交ルートも用いて、随時協議される」とされ、国際連合の措置が講ぜられるまでという限定が外されている¹⁴⁸。これによって日本の安全は、国連の集団安全保障体制で保障するのではなく、日米の個別の軍事同盟によって保障するということを明確にしたのであり、日本の外交政策の基本の一つである国連中心主義¹⁴⁹と矛盾することになった。

国連憲章、日本国憲法第9条、平和5原則¹⁵⁰は、2度の世界大戦をはじめとする人類が犯した過ちに対する歴史的批判や反省の賜物であり、国連憲章と整合性がある日本国憲法9条を「改正」ということは、2度の世界大戦をはじめとする人類が犯した過ちに対する歴史的批判や反省をないがしろにすることにほかならず、再び過ちを犯そうとするものであることを理解する必要がある¹⁵¹。

日米安全保障条約のような軍事同盟による個別的安全保障ではなく、集団的安全保障を構築するために国連が発足したのであり、国連憲章第51条を明記していない軍事同盟の存在こそが問題なのである。

遠藤が指摘しているように「安倍内閣の「積極平和主義」という言葉は、その内実が富国強兵と、相手国を包囲する勢力均衡策でしかなく、安倍内閣が抱える歴史修正主義ともあいまって、隣国の警戒心をかき立てるものになっていることである。付け加えれば、この歴史修正

主義は、軽武装経済成長路線を追求してきた戦後自民党の「保守」とも齟齬をきたし、アメリカからみると戦後体制の合意事項への見直し願望が見え隠れする分、「衣の袖から鎧が見える」状態ともなっている¹⁵²のである。

安倍首相は当初、その米国追従政策を「積極的平和主義」というネーミングで推進しようとしていた。「積極的平和主義」というのは、ガルトゥングが1958年から使い始めた用語である。平和には、「消極的平和」(negative peace)と「積極的平和」(positive peace)がある。国家や民族の間に、ただ暴力や戦争がないだけの状態を消極的平和、信頼と強調の関係がある状態を積極的平和という。ガルトゥングは、「消極的平和を積極的平和と言い換えるだけならたんなる無知だが、こうまであからさまな対米追従の姿勢を積極的平和というのは悪意ある言い換え、許しがたい印象操作である・・・中国や韓国の人々は、米国と、米国に動かされる日本の右派勢力を恐れている。彼らは過去の体験から、日本のタカ派がめざす「普通の国」を恐れている。米国が日本を核武装させ、いつか紛争が起こったときに日本を前線に立たせるのではないかと恐れているのである」¹⁵³と批判している。

日米同盟ではなく国連の集団安全保障体制で日本の安全を保障する国連中心主義に立ち戻ることは、日本が軍事的に中立化することを意味し、それによって米国は基地と軍事同盟とを失わなければならない。しかし、トランプ政権自ら、現在の日米の軍事協力関係は不公平だと言い、事と次第では米軍を日本から撤退させる、日本は日本自身が守るべきだと発言し、ヨーロッパのNATOについても、NATOの役割は終わった、米国は世界で使っている軍事費を削減すべきであり、ヨーロッパ各国は自分たちで費用負担しろ、と言ってきているのである。このように軍事同盟による個別的安全保障を終焉させ、国連の集団安全保障体制を確立させる環境が整ってきているのである。沖縄に基地負担を押しつけ、この機会を活かさない安倍政権は背信行為をしていると言わざるをえない。

プリンストン大学高等研究所前所長（元ケネディ大統領補佐官）のカール・ケーセンが論じているように、「国家がその安全を究極に保障するものとして軍事力を行使し、秩序の基礎として軍事力による脅迫を利用することに依存した国際システムは、考えられる唯一のものではない。（集団安全保障を基礎とする）別のシステムを模

¹⁴⁷ 日本側の外務大臣と防衛庁長官、米国側の国務長官と国防長官により構成される会合。いわゆる「2プラス2」。

¹⁴⁸ 坂本前掲書、p. 35.

¹⁴⁹ 国の安全保障などの政策を国際連合との整合性を中心にして組み立てていくこと。

¹⁵⁰ 中国の周恩来首相とインドのネルー首相の会談に基づき1954年に合意された、一般の国際関係における原則を内容とする文書で、領土・

主権の相互尊重、相互不可侵、相互内政不干涉、平等互惠、平和共存の5項目からなる。両国の共同声明の形で再確認され、さらに一般国際関係にも適用されるべきもの、として宣言された。

¹⁵¹ 森（2011年）p. 21.

¹⁵² 遠藤・遠藤（2014年）p.22.

¹⁵³ ガルトゥング前掲書、pp. 19-21.

¹⁵⁴ Kaysen (1990) p. 63.

索することは・・・幻想を追いかけるものではもはやなく、必要な目標に向かっての必要な努力なのである」¹⁵⁴ということが理解されなければいけない。

おわりに

「平和は軍事対決によっては得られない。平和は、相互の疑惑と恐怖を取り除くことを目的に据え、交渉および接近、関係正常化の不断の過程をふまえて追求されねばならない」¹⁵⁵というパルメ委員会報告書の提言は、EUによって忠実に追求されてきた。

核抑止力にはいくつも死角があり、世界政府足り得ない。他方で、人々は左右に分裂したまま共通の土俵を見出せず、思考停止状態が続き、また国連による集団安全保障も機能できずにいる。この状況を打開するものとして、マルチラテラルな安全保障体制の構築が追求されていかなければならない。ヨーロッパでは、戦争責任を明確にし、共通の歴史認識を形成し、植民地支配や戦争責任の謝罪と賠償を基に和解を実現し、共通の安全を保障する仕組みがマルチラテラルに構築されてきた。トランプ政権やブレグジットのようなユニラテリズムではなく、マルチラテリズムへの回帰が不可欠である。アジアにおいても行き詰まりから抜け出すためには、ヨーロッパのようなプロセスが不可欠である。

引用文献

Albright, David (1994) "How Much Plutonium Does North Korea Have?", *Bulletin of Atomic Scientists* 50, No. 5.

Biddle, Tami Davis (1989) "Handling the Soviet Threat: 'Project Control' and the Debate on American Strategy in the Early Cold War Years", *Journal of Strategic Studies* 12 No. 3.

Brugioni, Dino A. (1996) "The Art and Science of Photo Reconnaissance", *Scientific American* 24, No. 3.

Bueno de Mesquita, Bruce and William H. Riker (1982) "An Assessment of the Merits of Selective Nuclear Proliferation", *Journal of Conflict Resolution* 26, No. 2

Cohen, Eliot A. (1993) *Gulf War Air Power Survey*, vol. 2. Part 1, Washington, D.C.: U. S. Government Printing Office

Crevel, Martin van (1993) *Nuclear Proliferation and the Future of Conflict*, New York: Free Press

Defense Science Board Permanent Task Force on Nuclear Weapon Surety (2008) Report on the Unauthorized Movement of Nuclear Weapons, Office of the Under Secretary of Defense For Acquisition,

Technology, and Logistics, https://www.defense.gov/Portals/1/features/defenseReviews/NPR/DSB_TF_on_NWS_Welch_Feb_2008.pdf

Gerbet, Pierre (1981) "Rise and Development of International Organization: a Synthesis", Abi-Saab, Georges ed., *The Concept of International Organization*, UNESCO

Hagerty, Devin T. (1998) *The Consequences of Nuclear Proliferation*, Cambridge: Mass., MIT Press

Hoon, P. N. (2000) *Unmasking Secrets of Turbulence*, New Delhi: Manas Publications

Hussain, Zahid (2007) *Frontline Pakistan: The Struggle with Militant Islam*, New York: Columbia University Press

Immerman, Richard H. ed. (1990) *John Foster Dulles and the Diplomacy of the Cold War*, Princeton University Press

Kargil Review Committee (2000) *From Surprise To Reckoning: Kargil Review Committee Report*, SAGE Publications Pvt. Ltd

Kaysen, Carl (1990) "Is War Obsolete?", *International Security*, vol. 14, no. 4.

Lavoy, Peter (1994) "Civil-Military Relations, Strategic Conduct, and the Stability of Nuclear Deterrence in South Asia" in *Civil-Military Relations and Nuclear Weapons*, Stanford Center for International Security and Arms Control

Mearsheimer, John J. (1990) "Back to the Future: Instability in Europe after the Cold War", *International Security* 15, No. 1

Mearsheimer, John J. (1993a) "The Case for a Ukrainian Nuclear Deterrent", *Foreign Affairs* 72, No. 3

Mearsheimer, John J. (1993b) National Public Radio "Morning Edition" on June 21, 1993, NPR Transcript, June 21, 1993

Morgenthau, Hans (1971) *Politics among Nations*, Fourth edition, Fifth print, Alfred A. Knopf

O'Balance, Edgar (1972) *The Third Arab-Israeli War*, Hamden, Conn: Archon Books

Office of the Secretary of Defense (2018) *Nuclear Posture Review*

Palkki, David D., Mark E. Stout, and Kevin M. Woods (2011) *The Saddam Tapes*, New York: Cambridge University Press

Perkovich, George (1999) *India's Nuclear Bomb*, Berkeley: University of California Press

¹⁵⁵ パルメ委員会前掲書, p. 42.

- Perrow, Charles (1984) *Normal Accidents: Living with High-Risk Technologies*, New York: Basic Books
- Potter, William C. (1993) "Nuclear Threats from the Former Soviet Union", enter for Security and Technology Studies, Lawrence Livermore National Laboratory, March 16, 1993
- Publication Office of the Coordinator for Counterterrorism (2009) "Country Report on Terrorism, 2008", United States Department of State
- Safran, Nadaf (1969) *From War to War*, New York: Pegasus
- Sagan, Scott D. (1993) *The Limits of Safety: Organizations, Accidents and Nuclear Weapons*, Princeton University Press
- Schelling, Thomas C. (1962) "The Role of Deterrence in Total Disarmament", *Foreign Affairs* 40, No. 3
- Sisson, Richard and Leo E. Rose (1990) *War and Secession: Pakistan, India, and the Creation of Bangladesh*. Berkeley: University of California Press
- Snyder, Jack (1984) *The Ideology of the Offensive*, New York: Cornell University Press
- Sontag, Sherry and Christopher Drew (1998) *Blind Man's Bluff: The Untold Story of American Submarine Espionage*, New York: Public Affairs
- Spector, Leonard S. (1987) *Going Nuclear*, Cambridge, Mass.: Ballinger
- Subrahmanyam, K. (1994) "Nuclear Force Design and Minimum Deterrence Strategy" in Bharat Karnad ed., *Future Imperiled: India's Security in the 1990s and Beyond*, New Delhi: Viking
- SWNCC 282, "Basis for the Formulation of a U.S. Military Policy", September 19, 1945, reprinted in Thomas H. Etzold and John Lewis Gaddis (1978) *Containment: Documents on American Policy and Strategy, 1945-1950*, New York: Columbia University Press
- Trachtenberg, Marc (1991) *History and Strategy*, Princeton University Press
- Urquhart, Brian (1987) *A Life in Peace and War*, Harper & Row
- Van Evera, Stephen (1990) "Primed for Peace: Europe after the Cold War", *International Security* 15, No. 3
- Waltz, Kenneth N. (1990) "Nuclear Myths and Political Realities", *American Political Science Review* 84, No. 3
- Wilson Lewis, John and Xue Litai (1998) *China Builds the Bomb*, Stanford University Press
- 石川卓 (2018年) 「トランプ政権の核態勢見直しと軍備管理・不拡散への含意」『国際問題』No. 672
- 小沢一郎 (1993年) 『日本改造計画』講談社
- 遠藤乾 (2013年) 『統合の終焉——EUの実像と論理』岩波書店
- 遠藤誠治・遠藤乾編 (2014年) 『シリーズ安全保障1 安全保障とは何か』岩波書店
- ガルトウング, ヨハン著, 御立英史訳 (2017年) 『日本人のための平和論』ダイヤモンド社
- カント, イマヌエル, 宇都宮芳明訳 (1985年) 『永遠平和のために』岩波書店
- ケナン・ジョージ, 佐々木坦・佐々木文子訳 (1984年) 『核の迷走』社会思想社
- 古関彰一・鈴木佑司・高橋進・高柳先男・前田哲夫・山口定・山口二郎・和田春樹・坪井義明 (1993年) 「共同提案『平和基本法』をつくろう」『世界』4月号
- 古関彰一 (2017年) 『日本国憲法の誕生 増補改訂版』岩波書店
- 坂本義和 (1990年) 『地球時代の国際政治』岩波書店
- 佐藤達夫著・佐藤功補訂 (1994年) 『日本国憲法成立史』第3巻, 有斐閣
- セーガン・スコット, ケネス・ウォルツ著, 川上高司監訳 (2017年) 『核兵器の拡散—終わりなき論争—』勁草書房
- パルメ委員会, 森治樹監訳 (1982年) 『共通の安全保障—核軍縮への道標—』日本放送出版協会
- マクナマラ, ロバート・S, 仲晃訳 (1997年) 『マクナマラ回顧録—ベトナムの悲劇と教訓—』共同通信社
- 最上敏樹著 (2016年) 『国際機構論講義』岩波書店
- 森彰夫 (2011年) 『オルタナティブ国際関係論—国際機構と国際協力の改革へ向けて—』彩流社
- 森彰夫 (2017年) 『インクルーシブ国際社会論』彩流社
- 柚井林次郎編訳 (2000年) 『吉田茂=マッカーサー往復書簡集』法政大学出版社